

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための
更生支援の方向性

—横浜市再犯防止推進計画—

令和2年3月

横 浜 市

目次

第1章 概要	1
1 策定にあたって	1
(1) 趣旨	1
(2) 国や神奈川県の状態	2
(3) 位置付け	4
(4) 計画期間	4
(5) 対象者	5
2 基本方針	6
第2章 横浜市における再犯防止を取り巻く状況	7
1 犯罪の発生状況	7
2 更生保護に関する状況	11
3 横浜市	14
4 刑事司法手続きの流れ	15
5 国や民間団体の取組	20
(1) 刑務所	20
(2) 少年院	22
(3) 横浜少年鑑別所（法務少年支援センターよこはま）の取組	24
(4) 横浜保護観察所	26
(5) 横浜地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援	27
(6) 横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」	28
(7) 神奈川県地域生活定着支援センター	29
(8) 更生保護施設	30
(9) 更生保護ボランティア	31
第3章 施策の展開	32
1 福祉保健医療サービスの活用	33
(1) 生活保護、生活困窮者自立支援制度	34
(2) 高齢者支援	35
(3) 障害者支援	36
(4) 薬物依存症者等への支援	38
2 住まいの充実	40
3 就労の場の確保	42
4 普及啓発	44
5 非行の防止、修学支援	46
6 安全・安心のまちづくり（地域防犯）	50
第4章 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の推進	51
資料	52
資料1 再犯の防止等の推進に関する法律	52

資料 2	再犯防止推進計画（概要）	59
資料 3	再犯防止推進モデル事業	60
資料 4	計画策定経緯.....	61
1	横浜再犯防止推進計画策定検討会.....	61
2	庁内再犯防止推進計画策定会議	63
資料 5	用語集.....	64

第1章 概要

第1章 概要

1 策定にあたって

(1) 趣旨

警察等捜査機関が犯罪の発生を把握したことを示す刑法犯の認知件数は全国的に年々減少傾向にあります。

横浜市の刑法犯の認知件数も、平成16年の74,667件をピークに平成30年には17,617件となっており、これに伴い、刑法犯で検挙される者の数も減少傾向にあります。

一方、刑法犯による検挙者のうち、検挙が2回目以上となる再犯者の減少幅は検挙が1回目の者（初犯者）と比べて小さくなっており、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加傾向にあります。ここ数年では、神奈川県内で検挙される者の約半数（平成30年は49.1%）は再犯者です。

誰もが安心して地域生活を送るため地域防犯の取組は必要なものであり、これまでの地道な取組で着実に成果を上げることができています。

今後、より一層推進していくためには、再犯者の減少に向けた取組（再犯防止）も必要であり、そのためには、これまでの取組に加えて、罪を犯した人（犯罪をした者等）の抱える課題を踏まえた取組も重要となります。

国の統計資料等によれば、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないため、関係者間での緊密な連携協力による『息の長い』支援を行っていくことが課題となっています。

これまでも横浜市は市民に最も身近な行政機関として、市民一人ひとりに寄り添った支援を実施してきました。

再犯防止の取組を進めるにあたっては、関係者と連携しながら、犯罪をした者等に寄り添い、更生（立ち直り）を支援していく必要があります。

このため、助けを必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした者等が、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにするとともに、市内で更生支援のために取り組んでいる民間協力者等への支援と連携を促進し、更生や再犯防止につなげ、犯罪被害に遭う人の減少と立ち直ろうとする者を受け入れる地域社会を実現させるため、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を策定します。

(2) 国や神奈川県の場合

国全体の刑法犯の認知件数は平成 14 年に約 285 万件と戦後最多を記録することとなり、国は警察官等を大幅に増員するとともに、地域におけるボランティア団体に対する支援を充実するなどし、国民と一体となって身近な犯罪の抑止に取り組みました。こうした取組の成果もあって、平成 19 年には刑法犯認知件数が 10 年ぶりに 200 万件を下回り、少年犯罪への対応をより厳正・的確に行うことで少年犯罪も平成 19 年には 10 万 3 千件まで減少するなど治安の改善が見られました。

その一方で、平成 16 年から 17 年にかけて刑務所出所者等による重大再犯事犯が立て続けに発生したほか、刑法犯により検挙された再犯者が平成 18 年には 149,164 人と最多となりました。

また、この時期、法務総合研究所（法務省）で昭和 23 年から平成 18 年までの間に裁判が確定した犯歴 100 万人を調査した結果、人数においては全犯罪者の 3 割にあたる再犯者が件数においては全犯罪の 6 割を実行している状況となっていることが明らかとなっています。

そのため、国は一度犯罪をした者による犯罪をどのように防止するかが犯罪対策上避けては通れない重要課題であるとの認識のもと、刑務所出所者等の再犯防止対策として、安定的な収入を確保できない者等に対して就労を促進することや高齢や障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制を整備することなども積極的に行いました。

その後も国は様々な施策を展開させ、刑法犯認知件数は減少してきましたが、初犯者の減少と比較し、再犯者の減少が緩やかであることから、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続け、平成 28 年には、統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7%となりました。

こういった状況から、平成 28 年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定・施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策を展開させる責務と「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されました。

そして、再犯防止推進法に基づき、国は平成 29 年 12 月に「犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する」ことを目的として「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

また、神奈川県では平成 31 年 3 月に「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会づくりを促進する」ため、「神奈川県再犯防止推進計画」を策定しています。

【国や神奈川県を取組等】

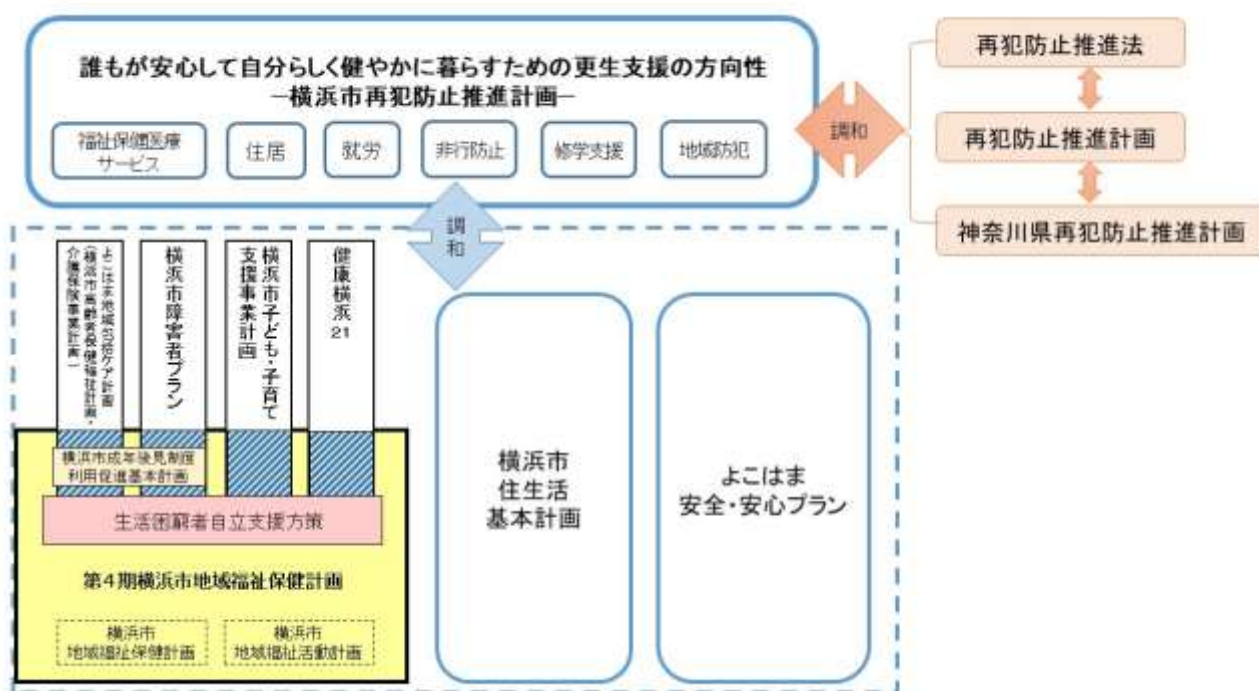
年	出来事〈・国 ○ 神奈川県〉
平成 14 年	・ 刑法犯の認知件数が戦後最多を記録（約 285 万件）
平成 15 年	・ 犯罪対策閣僚会議を初開催 ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-を策定
平成 18 年	・ 刑法犯で検挙された再犯者が最多（149,164 人）
平成 19 年	・ 刑法犯の認知件数が 10 年ぶりに 200 万件を下回る。
平成 20 年	・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-を策定。刑務所出所者等の再犯防止対策を積極的に実施
平成 21 年	・ 高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につながる地域生活定着支援センターの整備を開始
平成 22 年	・ 犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置。政府全体で再犯防止対策に取り組む体制を構築 ○ 神奈川県地域生活定着支援センターの設置
平成 23 年	・ 短期間に集中的に取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定
平成 24 年	・ 犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」を決定
平成 25 年	・ 「世界一安全な日本」創造戦略を閣議決定。「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を柱の一つとして位置付け
平成 26 年	・ 犯罪対策閣僚会議において「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定
平成 28 年	・ 犯罪対策閣僚会議において「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定
平成 28 年	・ 「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行
平成 29 年	・ 「再犯防止推進計画」を閣議決定
平成 31 年	○ 「神奈川県再犯防止推進計画」を策定

(3) 位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

なお、横浜市では、「よこはま笑顔プラン（横浜市地域福祉保健計画）」のほか、福祉保健の分野別計画や住宅分野の基本計画である「横浜市住生活基本計画」、地域の防犯力向上のための基本的な考え方や方策、推進体制を示した「よこはま安全・安心プラン」等分野に応じた計画を策定しています。

この計画は「地域共生社会の実現」を目的とする福祉保健をはじめ、関連する分野別計画との調和のとれたものとして策定しています。



(4) 計画期間

犯罪をした者等に対する横浜市の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、再犯防止推進法や国、県計画等の改定状況などを踏まえ、随時改定できることとします。

(5) 対象者

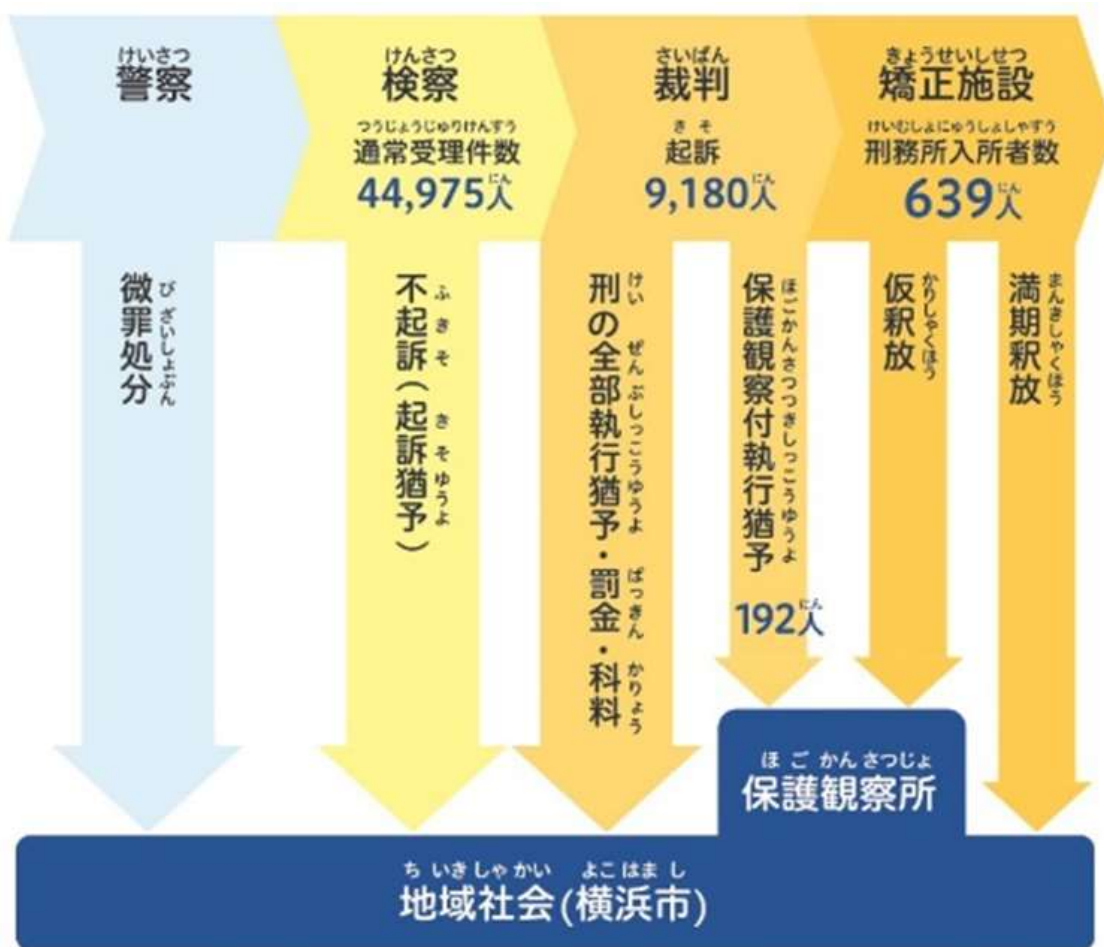
再犯防止推進法及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、対象者は「犯罪をした者等」とします。

再犯防止推進法では、「犯罪をした者等」とは犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者と規定されており、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されていません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした者等の全てが矯正施設に入所することはありません。保護観察官や保護司が更生に向けた指導や支援を行う保護観察についても全員が対象となることはありません。

犯罪をした者等の多くは矯正施設に入所することなく、刑事司法手続きの様々な段階において地域社会に戻り、犯罪行為をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

【刑事司法手続きと地域に戻るイメージ】



資料：検察統計年報（平成29年）

2 基本方針

再犯の防止等の取組は、これまで主に刑事司法関係機関により実施されてきました。

しかし、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立せず立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方自治体、民間協力者等の関係者が一丸となった取組が必要となります。

このため、横浜市では市民に身近な行政機関として、犯罪をした者等を含め誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、次のとおり基本方針を設定します。

(1) 関係者との緊密な連携協力

犯罪をした者等には刑事司法手続等を通じて国や司法関係者、民間団体など多くの機関・団体が関わります。

犯罪をした者等が孤立することのない社会の実現に向けた施策を効果的に推進していくためには、関係者相互の連携が重要となることから、関係者間での緊密な連携協力関係を築いていきます。

(2) 切れ目のない支援

刑事司法手続は非常に複雑で、検挙後すぐに地域社会に復帰することがある一方、状況によっては、地域社会に復帰するまでに長い時間がかかることもあります。関係者との連携協力を通じて、犯罪をした者等が刑事司法手続きのいずれの段階で地域社会へ復帰することとなっても、本人の希望を踏まえ切れ目のない支援を受けることができるようにします。

(3) 犯罪被害者等の尊厳への配慮

地域社会では、犯罪をした者等だけでなく、犯罪行為によって傷つけられ辛い思いをさせられた犯罪被害者等も生活しています。

犯罪をした者等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持ったうえで、「横浜市犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 12 月公布）」等に基づき、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その安全及び心情等に最大限配慮します。

(4) 普及・啓発

犯罪をした者等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力だけでなく、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要です。

地域社会の理解や協力を進めるために、犯罪をした者等への更生支援の必要性について幅広く普及・啓発をしていきます。

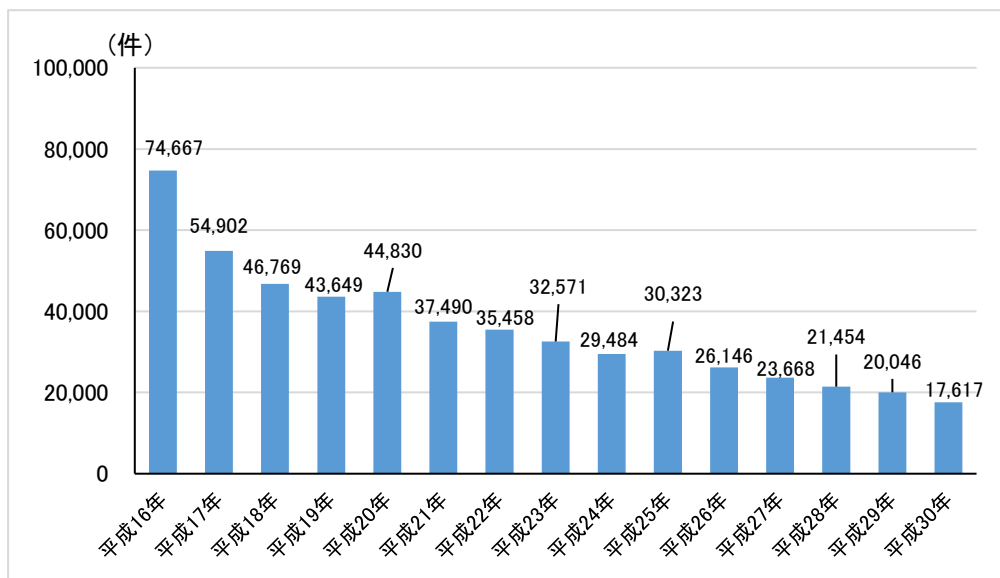
第2章 横浜市における再犯防止を取り巻く状況

第2章 横浜市における再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況

(1) 横浜市内における刑法犯の認知件数の推移

横浜市



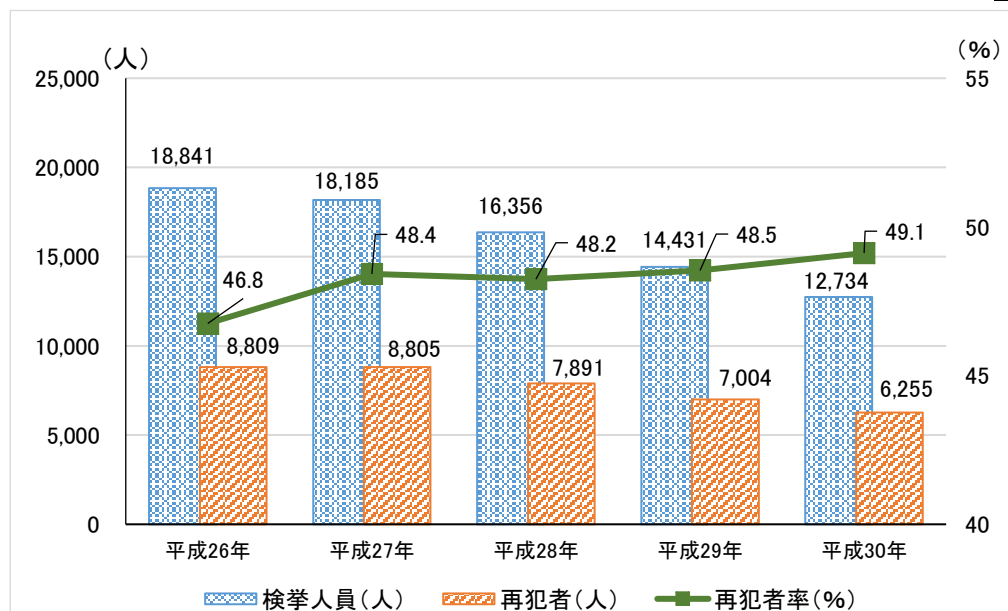
資料：神奈川県警察本部より

(注) 認知件数：警察等捜査機関が被害届などを受けて犯罪の発生を把握した件数

(注) 発生場所に関わらず、横浜市内の警察署で取り扱った件数を掲載

(2) 神奈川県内での刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

神奈川県



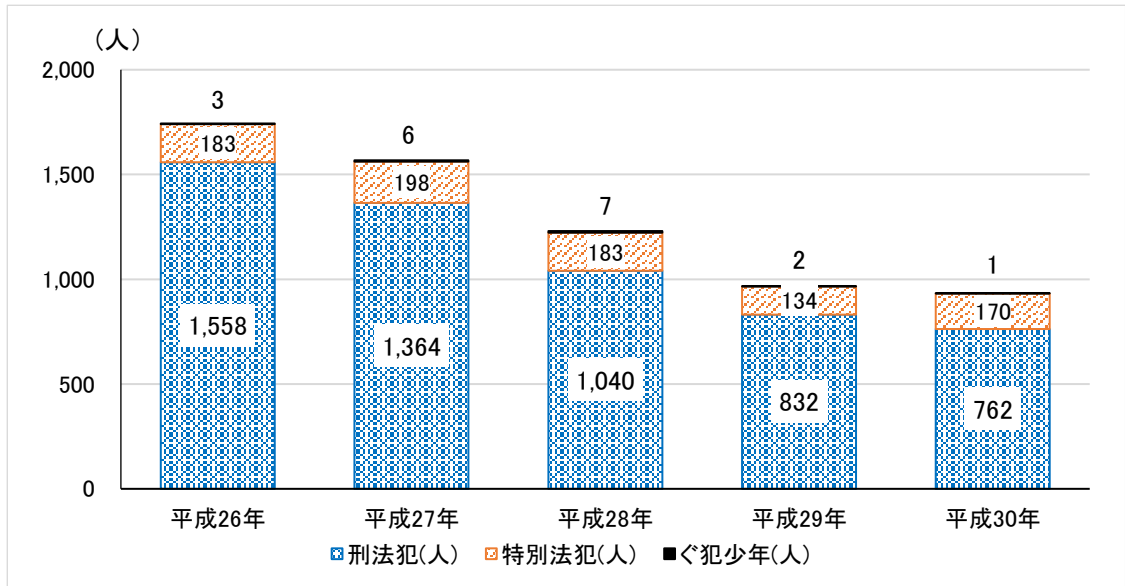
資料：再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧（法務省）

(注) 再犯者率：刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率

なお再犯者とは、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

(3) 非行少年の検挙・補導状況

横浜市



資料：警察統計

(注) 非行少年（非行のある少年）：少年法が家庭裁判所の審判に付すべきとする犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

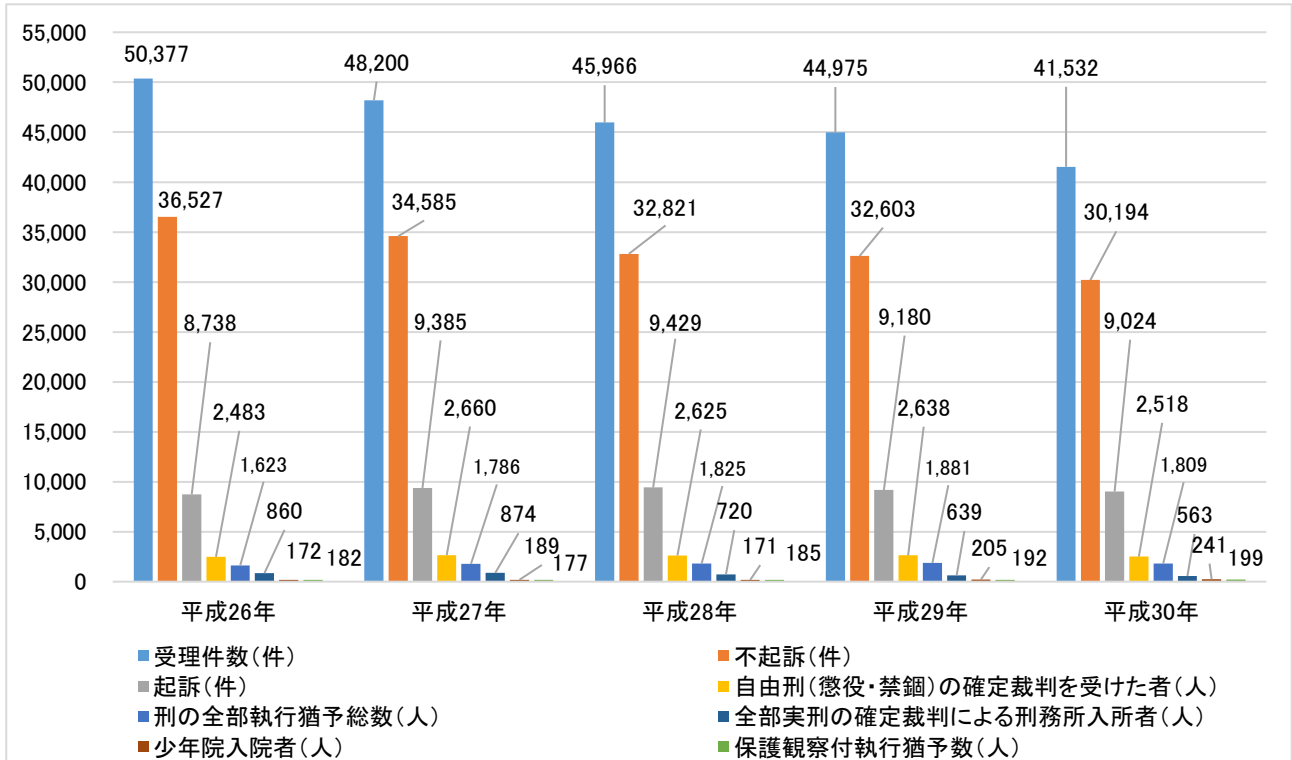
刑法犯：刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係るものは除く）のほか、爆発物取締罰則、決闘罪二関スル件、暴力行為等処罰二関スル法律、盗犯等ノ防止及処分二関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火災びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び人質による強要行為等の処罰に関する法律に規定する罪を犯した者

特別法犯：刑法犯以外の罪で、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の罪を除いたもの

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖がある等の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

(4) 刑事司法手続きにおける件数・人数推移

神奈川県



	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
受理件数 (件)	50,377	48,200	45,966	44,975	41,532	
不起訴 (件) (起訴猶予・嫌疑不十分・その他)	36,527	34,585	32,821	32,603	30,194	
起訴 (件)	8,738	9,385	9,429	9,180	9,024	
自由刑 (懲役・禁錮) の確定裁判を受けた者 (人)	2,483	2,660	2,625	2,638	2,518	
内訳	懲役	2,271	2,455	2,394	2,386	2,285
	禁錮	212	205	231	252	233
刑の全部執行猶予総数 (人)	1,623	1,786	1,825	1,881	1,809	
うち、保護観察付執行猶予数 (人)	182	177	185	192	199	
全部実刑の裁判確定による刑務所入所者 (人)	860	874	720	639	563	
少年院入院者 (人)	172	189	171	205	241	

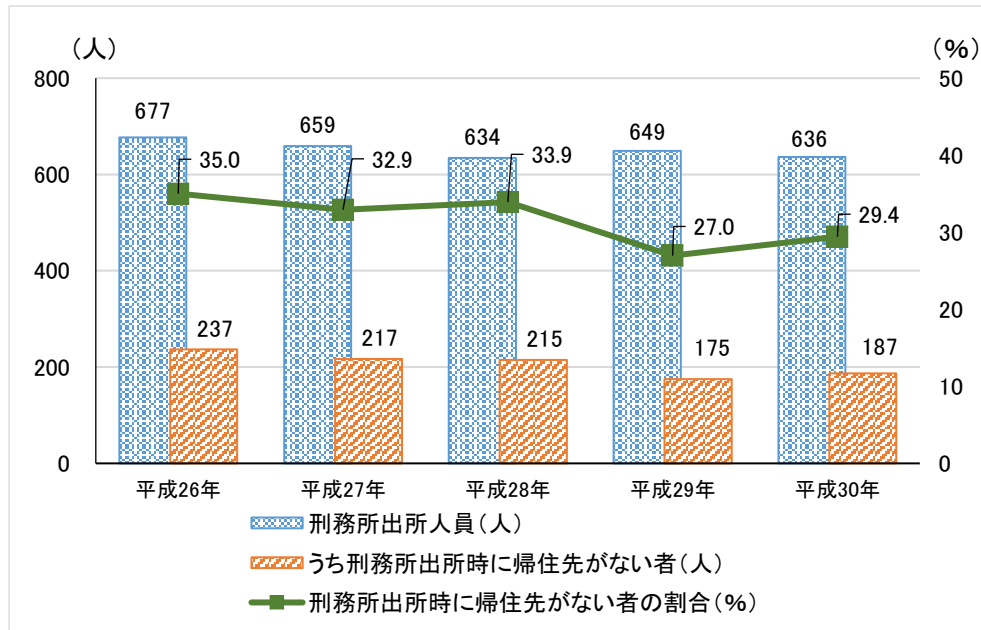
資料：検察統計年報及び法務省再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧

(注) 全部実刑の裁判確定による刑務所入所者(人)及び、少年院入院者(人)については、犯行時(非行時)の居住地が神奈川県であったものを取りまとめたものである。

(注) 神奈川県とは横浜地方検察庁の管轄である、地検(本庁、川崎、相模原、横須賀、小田原) 区検(横浜、神奈川、保土ヶ谷、川崎、鎌倉、藤沢、相模原、横須賀、平塚、小田原、厚木)の合計値

(5) 刑務所出所時に帰住先がない者(注)の数及びその割合
〔出所施設の所在する都道府県別〕

神奈川県



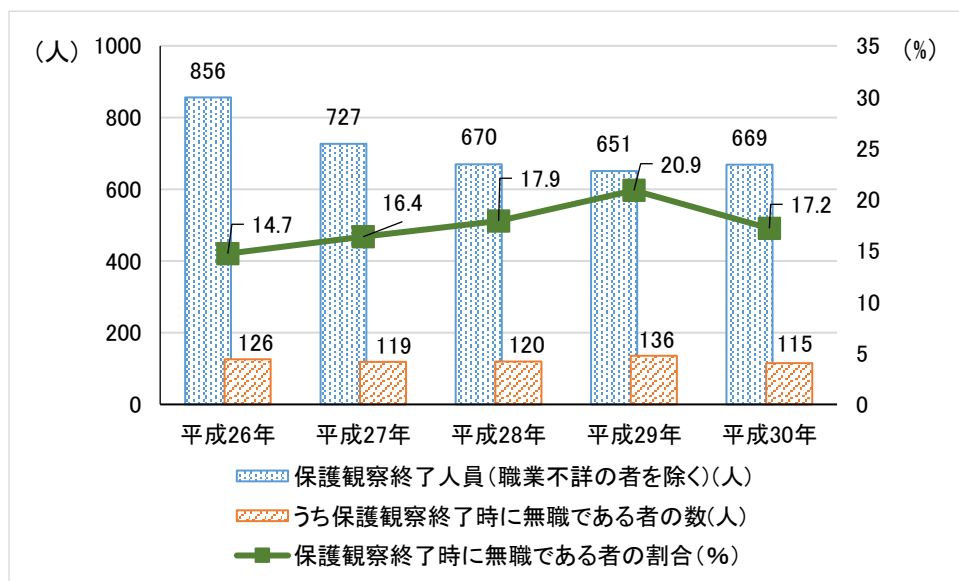
資料：法務省再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧

(注) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営むうえで適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

2 更生保護に関する状況

(1) 保護観察終了時に無職である者の状況

神奈川県

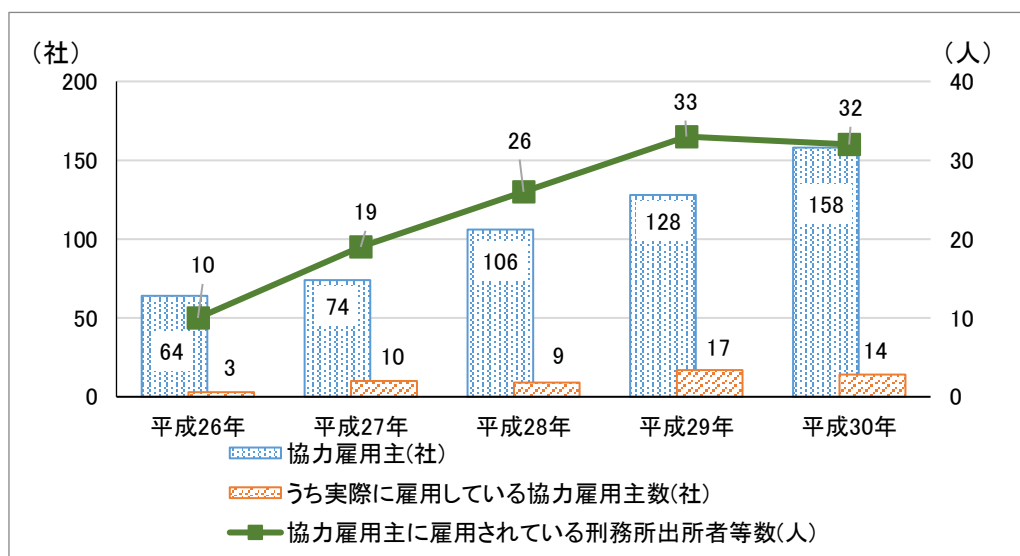


資料：法務省横浜保護観察所

(注) 保護観察：犯罪をした者や又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの

(2) 協力雇用主数

横浜市

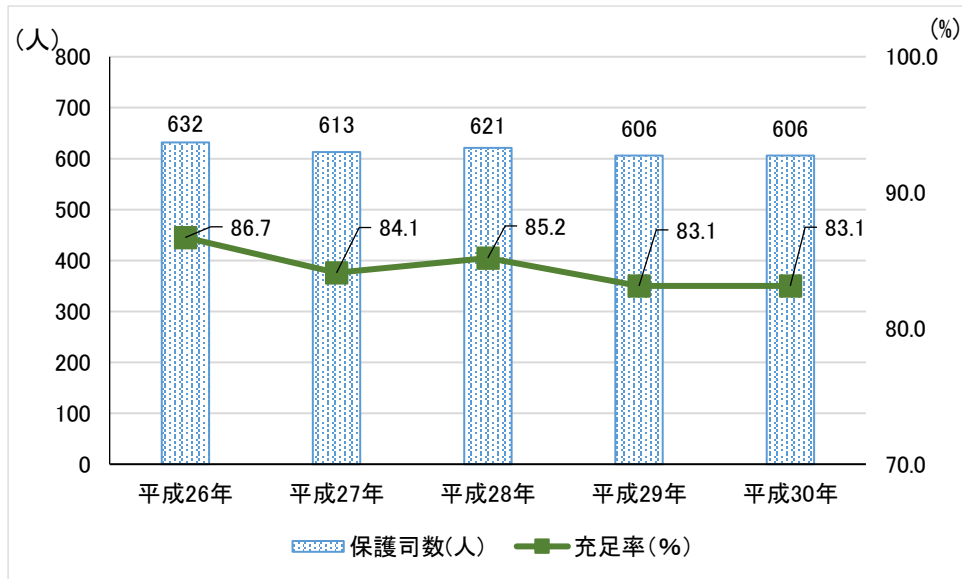


資料：法務省横浜保護観察所

(注) 協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職につくことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

(3) 保護司数及び充足率

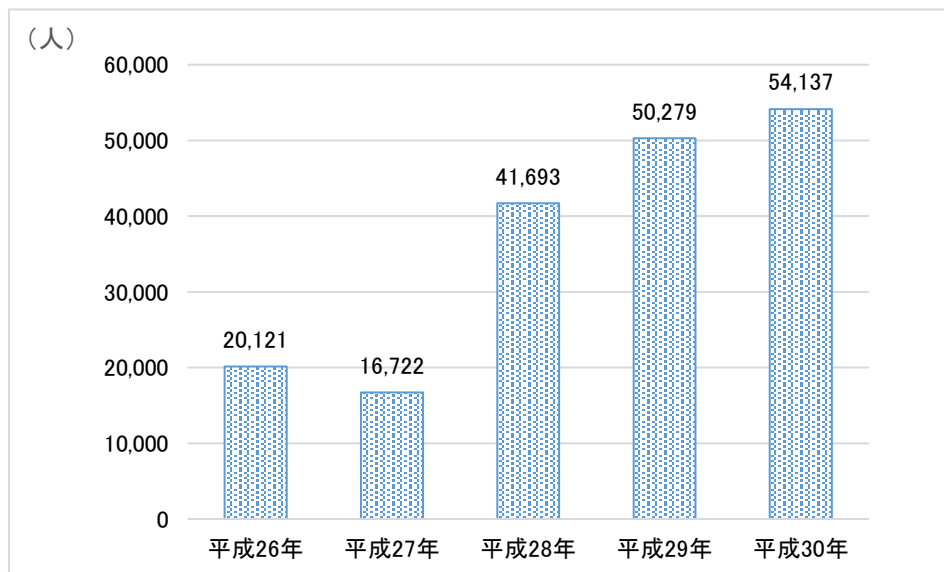
横浜市



資料：法務省横浜保護観察所

(4) 「社会を明るくする運動」参加人数

横浜市

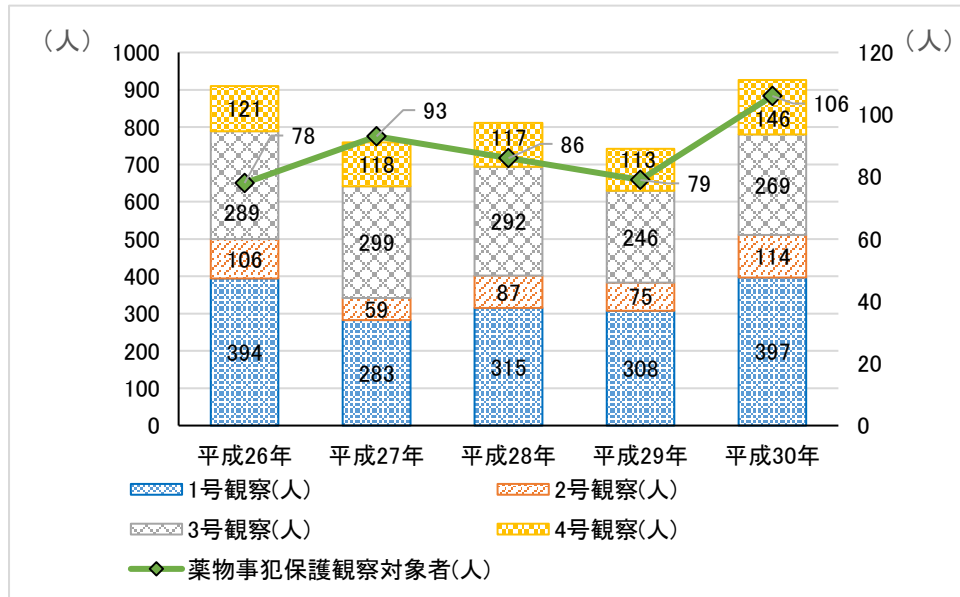


資料：法務省横浜保護観察所

(注) 平成27年までは7月実施分を、平成28年以降は年間分を計上

(5) 保護観察対象者に関する状況

神奈川県



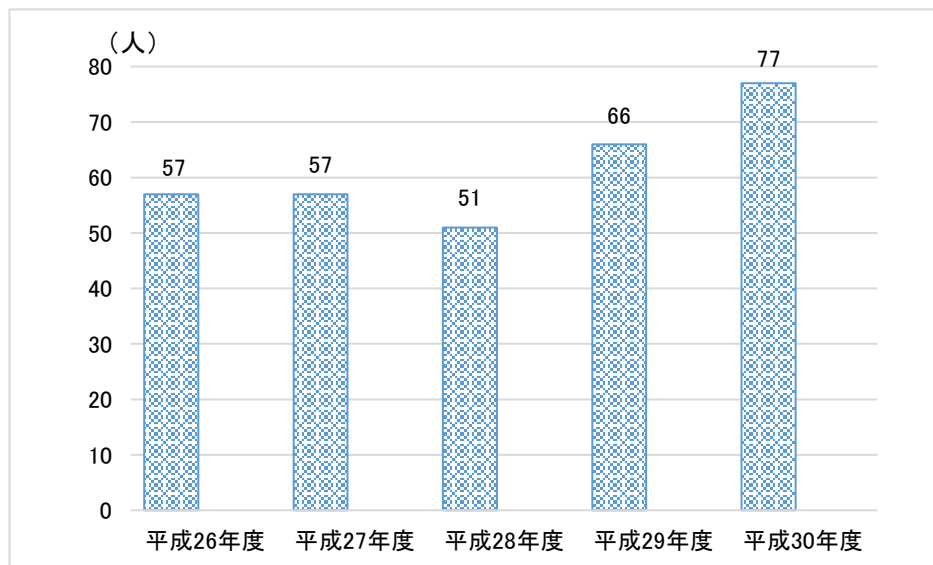
資料：法務省横浜保護観察所

(注) 保護観察開始人員は、1号観察から4号観察（更生保護法）までの合計人数

- 1号観察：保護観察処分少年
- 2号観察：少年院仮退院者
- 3号観察：仮釈放者
- 4号観察：保護観察付執行猶予者

(6) 神奈川県地域生活定着支援センター年度別支援対象者数

神奈川県

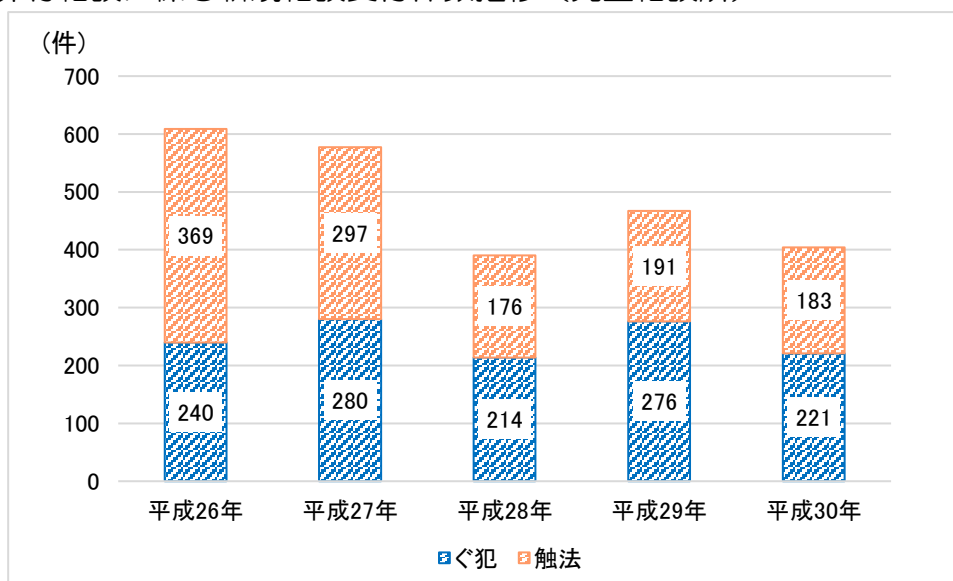


資料：神奈川県地域生活定着支援センターが支援した矯正施設等出所者の状況

3 横浜市

(1) 非行相談に係る新規相談受付件数推移（児童相談所）

横浜市



資料：横浜市児童相談所

犯罪被害に遭うということ

多くの人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分には起きるはずがない」などと考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷してしまうことが、誰にでも起こりえます。

横浜市では、平成24年から「横浜市犯罪被害者相談室」を開設し、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族の相談に応じ、支援を行ってまいりました。

平成31年4月からは「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、心のケアや日常生活、住居等に関する支援を拡充しています。（支援には一定の要件があります。支援内容により、対象者が異なります。）

まずは、一人で悩まず御相談ください。

また、犯罪被害に遭われた方々を支えるために、周囲の皆様の御協力等が必要です。被害者が置かれている状況や心情、二次被害等についての御理解をお願いします。

【横浜市犯罪被害者相談室】

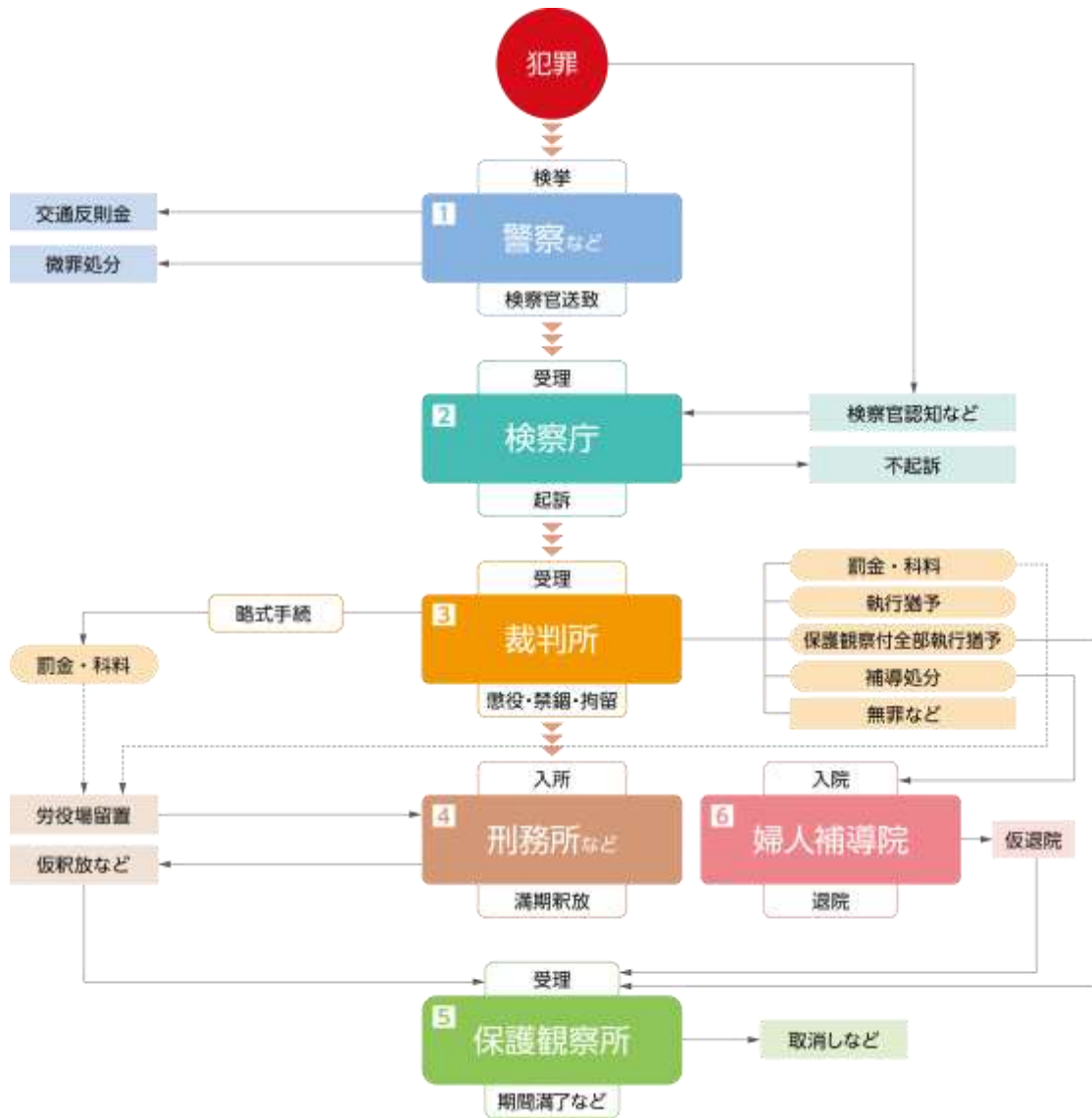
社会福祉専門職の相談員（市職員）が犯罪被害に遭われた皆様の御相談をお受けします。

TEL 045-671-3117 相談無料

受付時間 9時～17時（月～金 ※祝日・年末年始を除く。）

4 刑事司法手続きの流れ

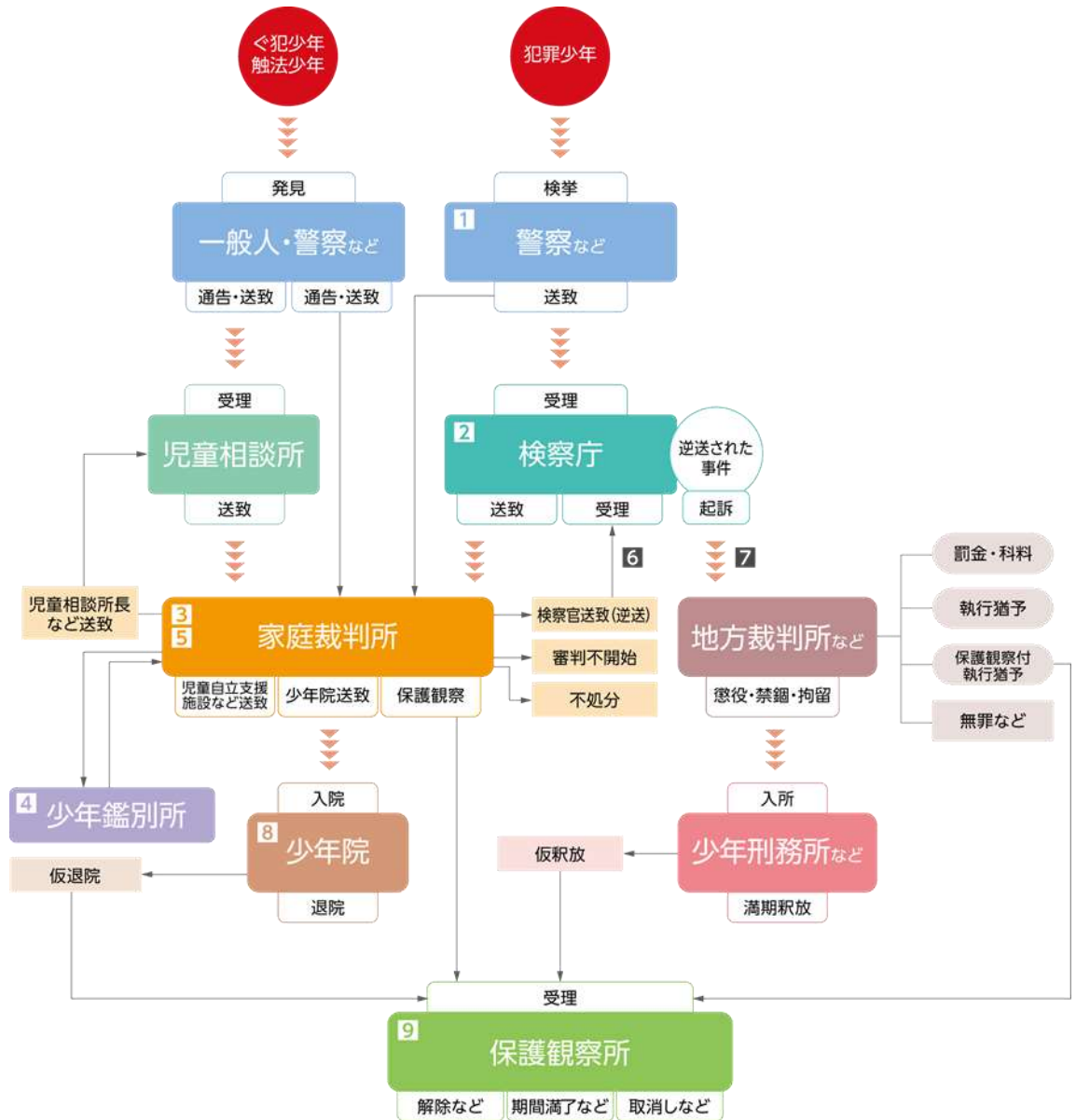
(1) 成人による刑事事件



資料：法務省 再犯防止推進白書

- ①警察など 警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。
- ②検察庁 検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。
また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。
- ③裁判所 裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。
- ④刑務所など 有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。
- ⑤保護観察所 受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。
- ⑥婦人補導院 売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

(2) 非行少年に関する手続き



資料 法務省 再犯防止推進白書

①警察など 警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

②検察庁 検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③家庭裁判所 家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④少年鑑別所 少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤家庭裁判所 家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、または審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。③家庭裁判所の調査や④少年鑑別所の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めないなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮にあたる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧少年院 少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨保護観察所 家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

(3) 矯正施設に収容されている人に対する生活環境の調整

ア 生活環境の調整

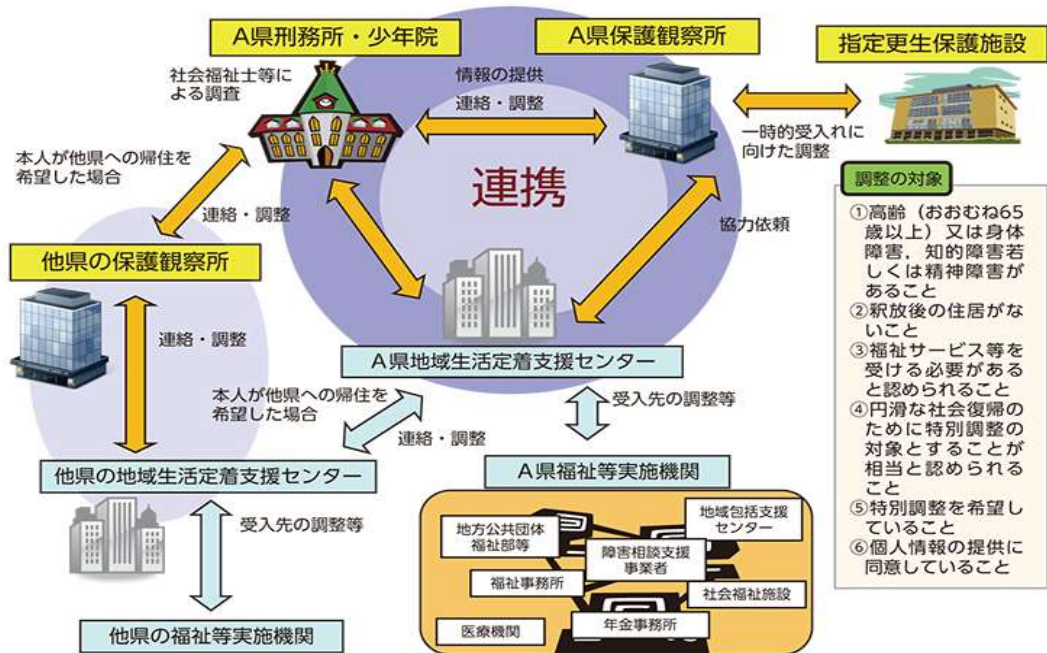
保護観察所では、矯正施設に収容されている人の円滑な社会復帰等のため、釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境の調整を行っています。

イ 矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターによる特別調整

矯正施設に収容されている人の中には、高齢又は障害のために自立した生活を送ることが困難であるのに、身寄りがなく福祉的支援が必要な状況にありながら、適切な支援体制が確保されないまま出所し、社会復帰を果たすうえで困難な状況に陥っている者が少なからず存在します。

そこで、法務省及び厚生労働省は、平成 21 年 4 月から受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係者が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。

特別調整による他機関連携の概要



資料：平成 30 年度 犯罪白書

5 国や民間団体の取組

国や民間団体等による更生支援及び、再犯防止に関連する取組について紹介します。

【国の取組】

(1) 刑務所



横浜刑務所



社会貢献作業

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。刑務所(少年刑務所を含む)は、主として受刑者を収容し、その者の資質及び環境に応じその自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図るべく、矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設です。

刑務所における再犯防止に向けた矯正処遇は、大きく刑務作業、改善指導、教科指導に分けられます。

刑務作業は、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識、技能を習得させることを目的に実施しています。刑務作業は、生産作業、社会貢献作業(公園等の除草作業など社会への貢献を実感し、改善更生等に資すると認められる作業)、自営作業(炊事、清掃など施設の運営に必要な作業)、職業訓練に分かれますが、中でも職業訓練は、自動車整備、電機通信設備、介護福祉、情報処理技術など50種類以上の訓練が各地の刑務所で行われており、それぞれ、全国から、地域から、あるいは施設ごとに希望者を募り、適格者を選定して実施しています。

改善指導は、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培い、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させることを目的に行われており、**一般改善指導**と**特別改善指導**に分けられます。

一般改善指導は、広く受刑者一般を対象として行われているもの（被害者感情理解指導など）のほか、全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行うもの（暴力防止プログラム、アルコール依存回復プログラム、社会復帰支援指導、窃盗防止指導、特殊詐欺防止指導など）があります。

特別改善指導は、特定の事情を有することによって改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行うもので、**①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導**の6類型があり、いずれも全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行っています。取り分け、専門性の高い性犯罪再犯防止指導や薬物依存離脱指導は、認知行動療法を取り入れ、教育専門官（法務教官）、調査専門官（法務技官）やこれに精通した処遇カウンセラー（公認心理師など）が取り組んでいます。薬物依存離脱指導では、社会復帰後の支援を視野に入れ、民間団体の方の協力もいただいています。

教科指導は、社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して学校教育の内容に準じた指導を行っており、高等学校卒業程度認定試験も実施しています。

近時は、出所時の就労の確保に向けて厚生労働省の協力を得て、施設内でハローワークの職員による職業相談、職業紹介等を実施するなど**就労支援**に取り組んでおり、また、高齢又は障害を有する受刑者に対しては、社会福祉士等を通じて出所後速やかに福祉サービスにつながるよう調整する**福祉的支援**に力を入れています。

・横浜刑務所

横浜刑務所は、主として26歳以上の犯罪傾向の進んだ男性受刑者を収容する施設です。溶接科、フォークリフト運転科などの職業訓練、特別改善指導の全類型、一般改善指導では、アルコール依存回復プログラム、暴力防止プログラム、窃盗防止指導、特殊詐欺事犯指導、生活改善指導など幅広く取り組んでいます。



暴力防止プログラム



フォークリフト運転科

(2) 少年院

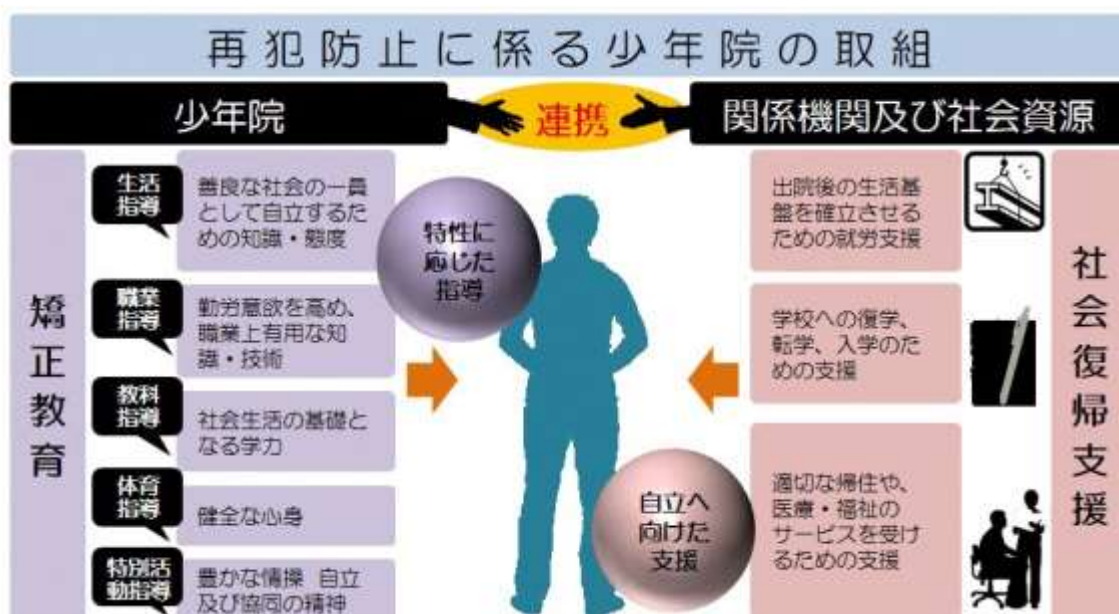
少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。

少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。面接や心理検査、行動観察などを通じて少年鑑別所が策定した処遇指針等に基づき、在院者それぞれに個人別矯正教育計画を策定し、体系的な教育を行っています。矯正教育では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる**生活指導**、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる**職業指導**、**教科指導**、**体育指導**、情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、クラブ活動や社会貢献活動等を行う**特別活動指導**を行っています。このうち生活指導では、在院者の抱える特定の事情の改善に資するため、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、交友関係指導など**特定生活指導**についても実施されています。

少年院の標準在院期間は、短期の者を除くと、おおむね 11 か月であり、この期間、個別に指定される担任を中心とした法務教官からの指導を受けます。また、保護者等への協力の求め、**就労支援**や復学等に向けた**修学支援**など円滑な社会復帰に向けた支援にも力が入れています。

少年院からの出院のほとんどは、地方更生保護委員会による仮退院の決定によるもので、出院後は保護観察を受け、保護観察官・保護司の監督の下、社会復帰を目指します。

少年院在院中に培われた担任教官等との絆は、彼らにとって初めて築く大人との信頼関係であることが多く、平成 27 年には、少年院法改正により担任教官らが**出院者等からの相談**に対応する仕組みが取り入れられ、業務として出院後の少年とその保護者、関係機関等の相談に対応できることとなりました。



- 少年院に入院する人

平成 30 年に少年院に入院した者は、全国で 2,108 名（男 1,933 名、女 175 名）でした。

年齢は 19 歳が最も多く、次いで 18 歳が続いており、合わせると 5 割を超えます。

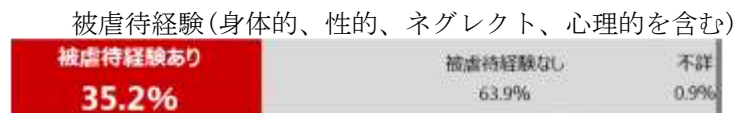
非行名では、高いものから順に並べると、男子の場合、窃盗、傷害、詐欺となります。なお、女子の場合はこれに加え、覚せい剤取締法違反とぐ犯が多くなっています。

保護者の状況を見ると、実父母は 3 分の 1 です。また、虐待を受けた経験のある者が少なくなく、入院の時点で 35.2%の少年に何らかの被虐待経験が認められています。

学歴については、中学卒業が 25.3%、高校中退が 40.9%となっています。

少年院在院者の多くは、何らかの生きづらさを抱えていると言え、彼らが出院するに当たって、どのようにその生きづらさを解消していくのかが再非行防止に向けたポイントとなります。

平成 30 年の少年院入院者の被虐待経験別構成比(法務省による集計)



(教科指導の風景)



(職業指導の風景)



- 神奈川県内の少年院

神奈川県内には、横須賀市に久里浜少年院が所在しています。

久里浜少年院では、「反社会的な価値観・行動傾向があるなど、非行の程度が深い少年」「外国人等で日本人と異なる処遇上の配慮を要する少年」等を対象に、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための指導などを重点的に行っていきます。



(3) 横浜少年鑑別所（法務少年支援センターよこはま）の取組

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、観護の措置が執られ、収容されている者等に対して、観護処遇を行うことなどを目的とする法務省所管の施設です。



これに加えて、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

横浜市港南区にある横浜少年鑑別所も、法務少年支援センターよこはまとして、少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、どなたでも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学等を専門とする職員が相談や依頼に応じています。

(法務少年支援センターよこはま：外観)



[具体的な取組（例）]

・ 一般の方からの相談への対応

保護者や本人からの、非行、犯罪行為、親子関係に関する相談、刑務所出所者等を雇用した事業主や雇用された本人からの職場トラブルや交友関係に関する相談等に対応

・ 県内の関係機関等とのネットワークへの参画

児童支援・生徒指導専任教諭協議会への参加、自治体の学齢期支援に係る定期的な連絡会への参加、児童相談所と法務少年支援センターよこはまとの連絡会の開催、支援会（障害者福祉）への参加

・ 研修・講習会・講演への職員派遣

生徒指導担当、特別支援学校等、学校教諭を対象とした研修への講師派遣、青少年指導員等を対象とした研修への講師派遣

・ 青少年の指導に関する助言

学校や教育委員会を通じて依頼を受けて、非行傾向のある児童・生徒への面接、心理検査、ワークブックを実施し、結果を踏まえた指導上の助言・提案

・ 法教育授業等への職員派遣

特別支援学校の生徒を対象とした出前授業を実施

・ 小児療育相談センターとの連携

利用者に対する助言、利用者家族向け講義を実施



【一般の方からの相談への対応例】

（保護者からの相談）

小学校高学年で転校し、その後、母親の財布から小銭をこっそり持ち出すようになった。また、同級生のキーホルダーがなくなったことがあり、息子が盗んでいるのではないかと疑われた。厳しくしつけをしたつもりなのに、息子は犯罪者になってしまうのか。

⇒ 犯罪心理学を専門とする職員が、保護者と個別面接を行い、金銭持ち出しの背景要因を共に考え、叱責や厳しいしつけで解決するものではなく、転校後の息子の気持ちを引き出すように促すなど、具体的な助言を継続的に行ったところ、問題行動が改善しました。

(4) 横浜保護観察所

横浜保護観察所は、神奈川県下における、①保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）、②少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）、③仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された者）、④保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者）等に対する保護観察を実施しています。

保護観察においては、対象者の社会内での立ち直りに向けた指導や支援を行っており、具体的には、定期的に対象者と面接して指導・助言を行うほか、個々の対象者の特性に応じて、4種類の専門的処遇プログラムやしょく罪指導プログラムを実施するとともに、社会貢献活動に参加させたり、就労支援や医療・保健・福祉機関との調整を行うなどしています。

この保護観察は、(8)の更生保護施設や(9)の保護司を始めとする更生保護ボランティアの協力を得ながら実施されています。

このほか、横浜保護観察所は、刑務所や少年院に収容されている者の生活環境の調整、“社会を明るくする運動”を始めとする犯罪予防活動、更生保護における被害者等施策、医療観察制度上の精神保健観察等も担っています。

保護観察所における専門的処遇プログラム

※ 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して実施

○性犯罪者処遇プログラム

強姦性交等、強制わいせつなどの罪を犯した者又は犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者が対象であり、認知行動療法を基礎とした教育等を実施。

○薬物再乱用防止プログラム

指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等の罪を犯し、かつ、これら薬物の使用経験がある者が対象であり、認知行動療法を基礎とした教育と、簡易薬物検出検査を実施。

○暴力防止プログラム

傷害、暴行等の罪を犯し、かつ、同種の罪の前歴を有する者が対象であり、認知行動療法を基礎とした教育を実施。

○飲酒運転防止プログラム

飲酒運転を行った者が対象であり、認知行動療法を基礎とした教育を実施。

(5) 横浜地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援

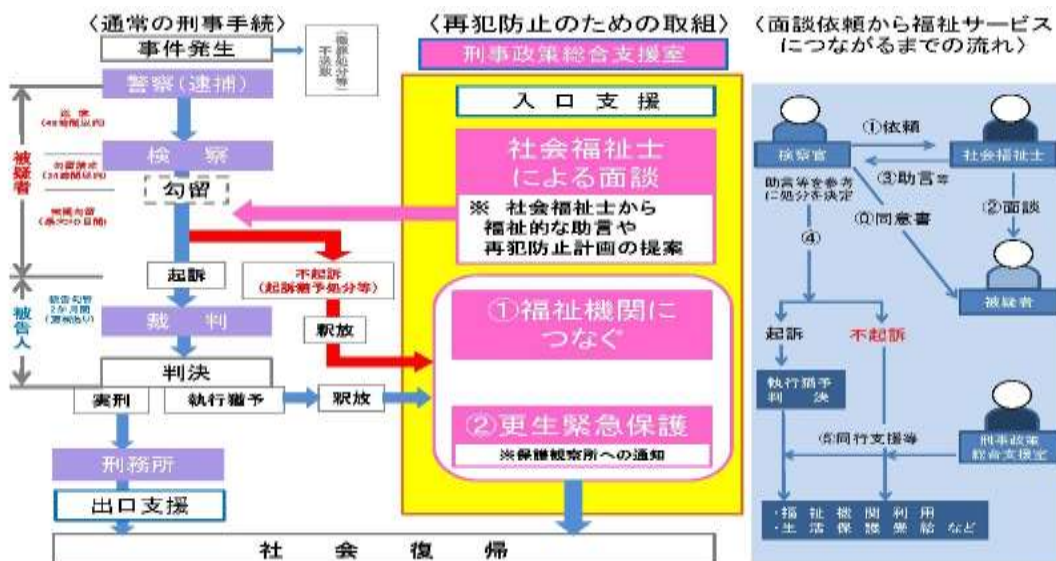
検察庁では、警察等から事件が送検された後、捜査をして真実を解明し、起訴（公判請求・略式命令請求）か不起訴かを判断し、起訴のうち公判請求した事件については、裁判で適切な判決が宣告されるよう公判立証を行っています。

加えて、刑事政策総合支援室を設置して、①犯罪被害者の支援や、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三機関連携とともに、③罪を犯した人のうち高齢者・障害者・生活困窮者等の社会復帰支援を行っています。

このうち、社会復帰支援は、再犯の防止（再被害の防止でもある。）のために、医療・福祉の支援が必要な被疑者・被告人には、本人の同意を得て、刑事政策総合支援室の非常勤職員である社会福祉アドバイザー（社会福祉士と精神保健福祉士の有資格者）、との面談を実施し、福祉的・医療的ニーズを引き出します。面談後、社会福祉アドバイザーは居住・就労・医療・生活等の支援を検討し、本人の希望を踏まえて、検察官に助言する取組です。

捜査段階で支援した事案には、例えば、認知症が疑われる高齢者やひとり親家庭の親による食料品の万引き、知的障害や精神障害が疑われるのに福祉や医療の支援につながない人による軽微な犯罪などがありました。捜査段階の支援は、刑務所出所者への支援と異なり、地域に居住し、家族がいて、学校や職場ともつながっている被疑者が多く、早期発見・早期対応による再犯防止の効果が高いものです。もちろん、被疑者が地域に戻るには、被害者や地域住民の理解が不可欠であり、犯罪被害者の支援を十分に行うことが前提となり、地域福祉の推進も必要です。

また、公判段階で支援した事案には、例えば、精神障害があつて限定的な責任能力しかないとして執行猶予付きの判決が宣告された住居不定の被告人を、福祉事務所や医療機関と協力して、入院医療につなぐことができた事案がありました。この事案では、弁護人も被告人の意思確認を行うなど協力してくれました。公判段階では、弁護人による被告人への福祉的・医療的支援も積極的に行われており、弁護士会との連携も進めています。



(6) 横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」

各地の地方検察庁では、平成24年に再犯防止が閣僚会議で宣言された後、刑事政策を行う部門を設置して、福祉職（社会福祉士・精神保健福祉士）を配置するようになりました。

もちろん、検察の主たる職務は、送検された事件につき、捜査して適正な刑事処分を決め、公判請求した事案につき、立証して適正な量刑を確保することです。そして、その権限は法に基づき、謙抑的に行使されています。

しかし、他方で、検察は刑事政策として再犯防止を目指す使命があり、福祉や医療の支援を必要としている人のニーズを発見する機能を果たすことも求められています。すなわち、検察は再犯防止を目指して支援対象者を発見し、検察に配置されている福祉職は、支援対象者のために、ソーシャルワークの価値や理念に基づく支援を行い、司法と福祉が、異なる目的のもと、協働しています。

横浜地方検察庁においても、このような社会復帰支援の取組を、「ふれあい広報」として、見学に来てくれる市民の皆様に紹介したり、地域の福祉機関や医療機関に出向いて説明したりしています。地域の福祉機関や医療機関の福祉職は、罪を犯し支援を必要としている人の存在を知ると、積極的に協力を申し出てくれます。

社会復帰支援の「ふれあい広報」は、刑事司法と医療・福祉の接点を、堅い壁ではなく、開かれたドアにするものであり、今後の司法と福祉のネットワークづくりの第一歩になると考えています。

神奈川県弁護士会の取組

神奈川県弁護士会では、再犯防止を目的とするものではありませんが、本人の更生を支援する取組として、平成23年11月より、司法と福祉の連携に関する研修受講を登載要件とした障害者刑事弁護人担当者名簿（当番弁護士、被疑者・被告人国選）を整備し、平成27年12月には、神奈川県社会福祉士会と障害者刑事弁護における連携（接見同行、更生支援計画書の作成、社会復帰後の環境調整、刑事裁判における証言等）に関する協定書を締結しています。

また、協力してくれる福祉職に対しても、平成30年2月から、人権救済基金を使用して、上限5万円の範囲で費用を支払う制度を創設しました。今後、罪に問われた本人の生きづらさに寄り添った更生支援の結果、再犯防止にもつながるという観点から積極的な取組を展開していく予定です。

【神奈川県取組】

(7) 神奈川県地域生活定着支援センター

神奈川県では、「神奈川県地域生活定着支援センター」を平成22年12月1日に開設し、保護観察所等と協働して以下の業務に取り組んでいます。

- ・ **コーディネート業務**

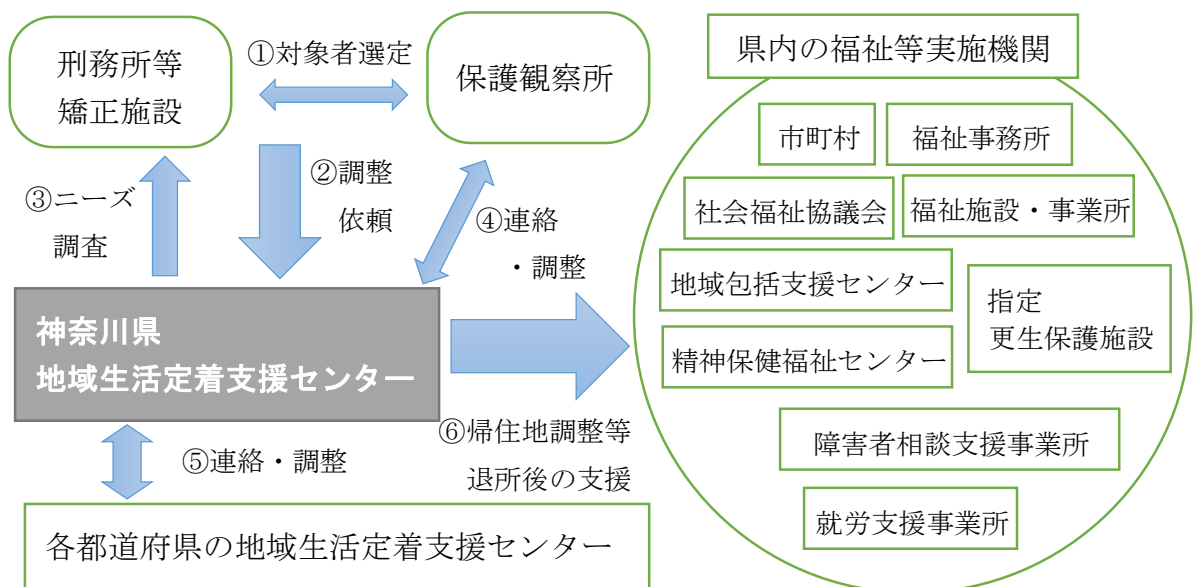
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。

- ・ **フォローアップ業務**

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

- ・ **相談支援業務**

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。



【民間団体等の取組】

(8) 更生保護施設

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがなく、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

横浜市内には、更生保護法人横浜力行舎と更生保護法人まこと寮の2つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

横浜力行舎は、社会福祉法人幼年保護会更生施設甲突寮と併設されており、法務大臣の指定を受けて高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、近隣の福祉関係機関等と連携して円滑に福祉等に移行できるよう支援する取組を行っています。また、窃盗事犯者に対する処遇プログラム（p38 参照）や、施設の退所者に対する相談・支援などの取組を実施しています。

まこと寮は、法務大臣から薬物処遇重点実施更生保護施設の指定を受け、薬物回復プログラムの実施や依存症の専門医療機関への受診調整など、薬物依存からの回復に重点を置いた取組を実施しています。また、退所後においてもプログラムや生活相談を実施しています。

これら更生保護施設では、地域の更生保護女性会による食事会や餅つき会、地域の保護司会によるバーベキュー会や清掃奉仕、地域のBBS会（Big Brothers and Sisters の略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）による映画会やボーリング大会、バレンタインデーの訪問を実施してもらうなど、地域との融和を心掛けて運営されています。

(まこと寮外観)



(横浜力行舎外観)



(9) 更生保護ボランティア

更生保護の活動は、保護観察所などの国の機関と、更生保護ボランティアなどの民間の方々が連携・協働して行っています。近年、更生保護が当面する課題が複雑多様化する中、更生保護ボランティアである、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員は、それぞれの特性を生かしながらも、今まで以上に連携を強化して、更生保護の一層の充実・強化を図る必要があるとの認識のもと、平成29年3月に「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われました。令和元年5月には、更生保護施設と協力雇用主を支援する就労支援事業者機構を加えて「更生保護団体の協働に関する五者宣言」が行われ、安全・安心な地域づくりのために、相互に連携して活動に取り組んでいます。

・ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。身分は非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されていません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑務所や少年院に入っている人が、釈放された後にスムーズに社会生活を営めるよう、帰宅先の生活環境の調整などを行っています。横浜市では約600人の保護司が活躍しています。近年、保護司の人員が減少傾向にあることから、適任者の確保が課題となっています。

・ 更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪や非行をした人の立ち直り支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願って、関係団体と連携しながら地域の子育て支援などにも取り組んでいる女性ボランティア団体です。横浜市では約1,800人の会員が活躍しています。

・ BBS会

BBS会は、非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、非行少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けする「ともだち活動」などを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。横浜市では約30人の会員が活動しています。

・ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主です。横浜市では約150の事業主が協力しています。

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

横浜市では、市民に最も身近な行政機関として、これまでも犯罪をした者等を含め様々な生きづらさを抱えている市民一人ひとりに寄り添った支援を実施してきました。

基本方針を踏まえ、関係者との緊密な連携協力を通じて、犯罪をした者等含め支援を必要としている人が支援につながり、自分らしく健やかに暮らすことができるよう従来から実施しているものを含め必要な施策を展開させていきます。

【取組の方向性】

国の再犯防止推進計画によれば、犯罪をした者等のうち、刑務所出所者について高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。知的障害のある受刑者についても全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

また、罪に問われる前に被虐待経験のある人がいることも明らかになっています。

このほか、薬物依存症者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月に施行されており、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援のための取組が必要とされています。

国では、刑務所出所者等への支援（いわゆる「出口支援」）だけでなく、起訴猶予者等刑事司法手続きの入口段階にいる者に対してもいわゆる「入口支援」としての取組が実施されてきています。

横浜市においても、犯罪をした者等含め生きづらさを抱えている人が孤立せず適切な支援につながり、安心して生活できる支援体制づくりが必要となります。加えて、関係者が相互に連携し、切れ目のない支援を図ることも重要です。

困りごとの状況と本人の希望を踏まえ、福祉保健医療サービスを適切に活用し自分らしく健やかに暮らすための支援を行うとともに、社会的に孤立している人に気づき、切れ目なく支援につなげる仕組みづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 生活保護、生活困窮者自立支援制度

- 生活の困りごとや不安を抱えている方の相談を受けるとともに、本人の状況に応じて寄り添い、各種事業等を活用しながら、自立に向けた支援を行います。
- 生活保護制度を利用する場合は、最低限度の生活を保障しながら、自立に向けた支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度においては、社会的なつながりの維持・確保に配慮した支援を行います。そのため、関係機関とのネットワークづくりや地域の資源を活用した支援を通じて、地域づくりを推進します。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「なかなか仕事が見つからない」「家計のやりくりで悩んでいる」等の様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、お一人おひとりの状況に応じた包括的な支援を行うため創設されました。

横浜市では、各区の生活支援課に相談窓口を設け、主に就労に関する相談支援や家計の見直しに関する支援などを行っています。

複合化・多様化している課題の状況に合わせ、経済的な自立だけにとどまらず、相談者御本人に応じた「自立」に向けて、関係機関等との連携・協働によりチームで支援に取り組むと共に、地域関係の改善・再構築といった「地域社会とのつながり」も大切な視点を捉え、「相互に支え合う」地域づくりに向けた事業にも取り組んでいます。

■ 対象者

横浜市にお住まいで、生活にお困りの方ならどなたでも御相談できます。ただし、生活保護受給中の方は対象外です。

■ 相談方法

お住まいの区役所生活支援課へ

■ 支援の内容等

お困りごとをお聞きし、支援内容（ジョブスポットと連携した就労支援や下記支援メニュー等による支援等）を一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援します。（自立相談支援）

- (1) 様々な職場での実習体験などを通して、働く力を高める支援（就労準備支援等）
- (2) 借金の整理・お金のやりくりなどについて継続的に支援（家計改善支援）
- (3) 就職活動を支えるために、家賃相当額を一定期間支給（支給には条件あり）
（住居確保給付金）
- (4) 一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けて支援（一時生活支援）

(2) 高齢者支援

- 地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進めます。また、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を深めます。
また、認知症の方や認知症が疑われる方に対する早期診断・早期対応に向けた取組を進めるとともに、認知症の方が地域で安心して暮らせる見守り体制づくりを進めます。
- 高齢者が、支援を受けるだけではなく、自分自身ができることを活かして社会的な役割を持つことができるよう、「地域の支え合いの仕組みづくり」を進めます。
- 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）は、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていきます。
- 住まい・施設 多様なニーズに対応できる住まいや施設を供給します。また、「高齢者施設・住まいの相談センター」を活用し、相談内容に応じた情報提供や施設との橋渡しを実施します。
- 地域とつながり、地域で支え合う活動の基盤となるサロン等、高齢者が参加できる居場所づくりを支援します。

地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域の皆様と一緒に、様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区圏域程度に1館設置されています。

地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

■ 対象者

高齢者、子ども、障害のある人など
どなたでも御利用いただけます。

■ お問合せ

お住いの地域の地域ケアプラザ
または、区役所福祉保健課へ

■ 支援の内容等

地域ケアプラザ

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

(3) 障害者支援

- 障害のある人は特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のよう生活していけるまちを実現することが必要です。障害のある人が社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、住民相互の共助の取組を進めていきます。その中で、障害のある人一人ひとりが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。
- 困った時に相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制の構築を進めていきます。
- 希望する住まいで安心して暮らしていけるよう多様な形態の住まいの構築を進めるとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしにかかわらず、自分の病気や老後のこと、家族の健康や生活上の問題は大きな課題だと考えられます。医療受診環境の向上や障害特性を踏まえた心身の健康対策等を進めていきます。
- 自立した生活につなげたり、生きがいを高めるためにも、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、外出や趣味を楽しむなど、様々な余暇が充実したまちを目指します。

精神障害者生活支援センター

統合失調症をはじめとした精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援するため、各区に1か所設置している精神障害者の地域生活支援における本市の拠点施設です。

精神保健福祉士を配置し、日常生活に関する相談や助言、情報提供のほか、専門医による相談や生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）等を提供しています。

■ 対象者

主に在宅の精神障害のある方

■ お問い合わせ

お住いの区

精神障害者生活支援センターへ

■ 支援の内容等

- (1) 日常生活に関する相談・助言
情報提供
- (2) 専門医による相談
- (3) 生活維持のためのサービス
(食事・入浴、洗濯等)
- (4) 各センターによる自主事業、
地域交流活動

基幹相談支援センター

平成 28 年 4 月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに、障害のある方やその御家族などのための総合相談支援機関として「基幹相談支援センター」を設置しています。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその御家族などからの御相談にお応えするとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組みます。

■ 対象者

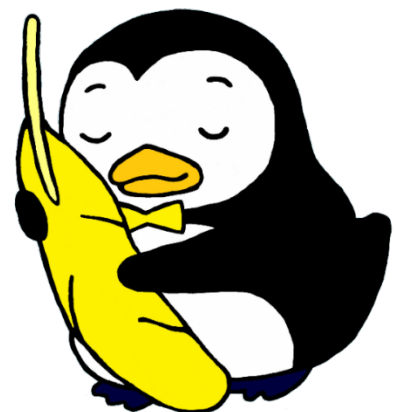
市内在住の障害（疾病）のある方及びその御家族、地域の方、関係機関等
※年齢や障害種別、障害の診断の有無は問いません。

■ お問い合わせ

お住まいの区の
基幹相談支援センターへ

■ 支援の内容等

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止の取組
- (5) その他地域の状況に応じた独自の取組
- (6) 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組



(4) 薬物依存症者等への支援

- 薬物への依存を有する方等に対し、早期に治療や支援につながるができるよう、薬物依存への対応も含めた依存症相談拠点の設置等による依存症相談の充実を行います。
- 回復にむけた支援を行う民間団体等の活動の促進に向け、薬物依存への支援を行う団体も対象とした民間団体への支援策の充実を行います。
- 薬物への依存を有する方等を早期の回復につなげるため、支援者にむけた、研修の実施や関係機関の連携強化を図ります。

更生保護施設での窃盗回復プログラム

横浜市内の更生保護施設の1つである横浜力行舎では、万引きやスリといった窃盗を繰り返してしまう人たちを対象に『YRARP-K』（ワイラープ・ケイ：Yokohama Rikkousha Koutsukiryō Addiction Rehabilitation Program for Kleptomania）と呼ばれる再犯防止を目的としたプログラムを実施しています。

このプログラムは集団で行われる心理療法の一種で、なぜ窃盗をくりかえしてしまうのか、その人の考え方のクセと行動とのつながりに注目していきます。

約3か月間、毎週1回のプログラムと毎回出される宿題を通して、ストレスとの付き合い方や再犯の危険を避ける方法を具体的に考え、参加者一人ひとりが自分だけの再犯防止計画を立てていきます。さらに、その計画が計画倒れにならないよう日常生活で立てた計画を実践していきます。



保護観察の対象となった薬物依存症者の国調査（コホート調査）への協力

これまで、わが国での薬物問題対策は取り締まりに重点が置かれ薬物使用の悩みを抱える人への支援が不十分であったことから、国立精神・神経医療センター精神保健研究所薬物依存研究部において、支援策等の開発及び保護観察と地域支援をつなぐ仕組みづくりを目的に、保護観察所の協力も受け、保護観察中の方で研究参加に同意いただいた方を対象とした調査を、平成28年度から開始しました。

この内容としては、3年間の追跡調査を行います。年数回の電話調査等の中で、生活や健康に関する困りごとの相談や必要な支援についての御相談にも応じています。横浜市は令和元年度から調査に参画しています。

こころの健康相談センターでの依存症対策の取組

アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、精神保健福祉センターであるこころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、依存症専門相談、回復プログラム及び家族教室などの取組を推進、拡充しています。

依存症専門相談において、特定の依存症に限定することなく、御本人と御家族からの相談を受けており、依存症に対応する市内の医療機関、自助グループや回復施設の情報提供を行っています。

依存症支援にあたっては、医療機関や民間団体等の関係者との連携が重要と考えています。引き続き、関係者の皆様との連携を進めながら、依存症に悩む御本人と御家族の支援に向けて、取り組んでいきます。

■主な取組

■依存症専門相談

依存症に悩む御本人、御家族の個別相談（電話・面談）に、専門職が対応しています。

TEL 045-671-4408

（祝休日を除く、8:45～17:00）

※各区高齢・障害支援課においても、精神保健福祉相談の中で、依存症に対応しています。

■回復プログラム

依存症の特性や行動パターンなどのメカニズム、再発のサインや「やりたい」気持ちが出た時の対処法について、一緒に考えるプログラムです。



※1クール：8回、10人程度

■家族教室

御家族を対象に、専門家の講義や当事者の体験談等を通して、依存症の特徴や対応方法、家族自身の家族の回復について考える「家族教室」を、月1回実施しています。

■支援者研修

依存症者支援に携わる支援機関を対象に、依存症の疾病の知識や、相談方法等の研修会を開催しています。

■普及啓発

相談等の支援につなげていくために、依存症に関する知識や理解を深めていくことが重要です。

リーフレットの作成とともに、アルコールやギャンブル等の啓発週間にあわせて、広報よこはまへの掲載、講演会やセミナーの開催など、力をいれています。



2 住まいの充実

【取組の方向性】

高齢化の進展や社会経済情勢の変化等の様々な要因により、低額所得者、高齢者、障害者、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方々（以下「住宅確保要配慮者」という。）の増加及び多様化が進んでいます。

また、これまで、既存の住宅セーフティネットの対象になりにくかった低額所得の若年・中高年単身者への対応も求められています。

平成30年に神奈川県内の刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）を出所した者のうち、健全な社会生活を営むうえで適切な帰住先を確保できずに出所した者が29.4%を占めています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、更生支援の観点からも重要です。

住宅セーフティネットの根幹である市営住宅をはじめ公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅を含めた重層的なセーフティネットを構築し、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を実現していきます。

【施策の展開】

- 住宅に困窮する低額所得者で横浜市内に在住または在勤している方に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供します。
- 家賃の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居を断られてしまう高齢者世帯等を対象に、民間住宅あんしん入居事業により、協力不動産店による物件のあっせんと民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。
- チラシやホームページ等による広報活動や不動産店等を対象とした説明会を通じて、更生保護対象者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録を推進します。
- 低額所得者が入居するセーフティネット住宅において、個々の状況に応じて、家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うよう努めます。
- 横浜市居住支援協議会において、入居希望者、賃貸人及び不動産店等を対象とした相談窓口の設置や、セーフティネット住宅の情報提供を行うことで、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、取組を進めていきます。
- 障害者が、希望する住まいで安心して暮らしていけるよう多様な形態の住まいの構築を進めるとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。（再掲）
- 高齢者の住まい・施設 多様なニーズに対応できる住まいや施設を供給します。
また、「高齢者施設・住まいの相談センター」を活用し、相談内容に応じた情報提供や施設との橋渡しを実施します。（再掲）

横浜市居住支援協議会 相談窓口

「横浜市居住支援協議会」は、不動産関係団体、居住支援団体、民間団体及び横浜市で構成され、高齢者や障害者など、住まいの確保にお困りの方への入居・居住支援を行っています。

支援の取組の一環として、協議会では、「横浜市居住支援協議会 相談窓口」を開設しています。

相談窓口では、住まいの確保にお困りの方やオーナー・不動産事業者、住まいの相談を受けた福祉支援機関等から相談を受け付け、状況に応じて、住宅の紹介、福祉相談窓口の紹介、居住支援サービスの紹介等を行います。

■所在地

横浜市住宅供給公社本社 4 階
横浜市神奈川区栄町 8 番地 1
ヨコハマポートサイドビル

■受付時間

10 時～17 時
(土日・祝日・年末年始を除く)

■受付方法

電話、FAX、窓口にて受け付けます。
※相談は無料です。
電話：045-451-7812
FAX：045-451-7813

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況など様々な情報を提供します。

- 提供する施設情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等
- 受付時間：月～金曜日 9 時～17 時（祝休日、年末年始を除く）予約優先
- 住所：港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10 階
- 電話：045-342-8866 FAX：045-840-5816

～『施設のコンシェルジュ』が一人ひとりの状況に適した施設や住まいを御案内します～
○ 各施設の入所待ち状況を活用し、比較的早期に入所しやすい特養の案内をするほか、介護老人保健施設や有料老人ホームなど、他の施設サービスについても案内しています。
○ 施設利用料金の支払いに不安を持っている人に、利用料金体系や負担軽減制度を案内しています。

【取組の方向性】

神奈川県再犯防止推進計画によれば、平成 29 年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の約 6 割が無職者であり、さらに刑事施設入所が 2 度目以上となる再入者においては、約 7 割が無職者という状況です。不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤の安定を図ることが重要となります。

刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」については、その数が増加傾向にあります。そのうち、実際に対象者を雇用している協力雇用主は 1 割程度となっています。

また、刑務所出所者等の中には、様々な事情から社会人としての基礎的な態度が身に付いていないなど働く中で問題が発生し、早期に退職してしまう人も少なくありません。

このように、協力雇用主や就労後の定着のための場の確保が課題となっていることから、犯罪をした者等の雇用や協力雇用主登録促進を図ります。

【施策の展開】

- 就労を希望する方に対して、本人の状況に応じて就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な方には、就労に向けた準備として生活習慣や基礎能力を養う支援や、短時間就労の機会を提供しながら自立を支援するいわゆる「中間的就労」を行います。
- 若者サポートステーションでは、困難を抱える 15～39 歳の若者及びその家族を対象とし、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します。
なお、国の就職氷河期世代支援プログラムにより、令和 2 年度からは、「サポステ・プラス」（愛称）として、40 歳から 49 歳までの方の支援も行います。
- 障害者就労支援センターは、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら行います。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向け、就労訓練の場として市で雇用する仕組みを検討します。
- 公共調達の本来的な達成すべき目的が阻害されないように留意しつつ、入札・契約制度における協力雇用主の受注機会に配慮した取組の導入について検討します。
- 協力雇用主確保の取組として、市内企業等への支援制度や相談窓口等の普及・啓発に努めます。

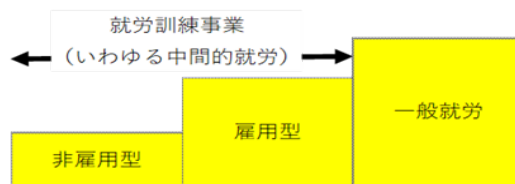
生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業（いわゆる中間的就労）

働いたことがなくて不安、働くことに自信を失ってしまった、仕事が長続きしたことがない…、このような状態にあると就職活動を開始することやすぐに働くことが難しいこともあります。

就労訓練事業は、企業やNPO法人、社会福祉法人等が職場体験や短時間就労の機会を提供し、本人の「働きたい」という意欲を後押しする事業です。福祉的就労と一般就労の間に位置することから中間的就労と呼ばれています。

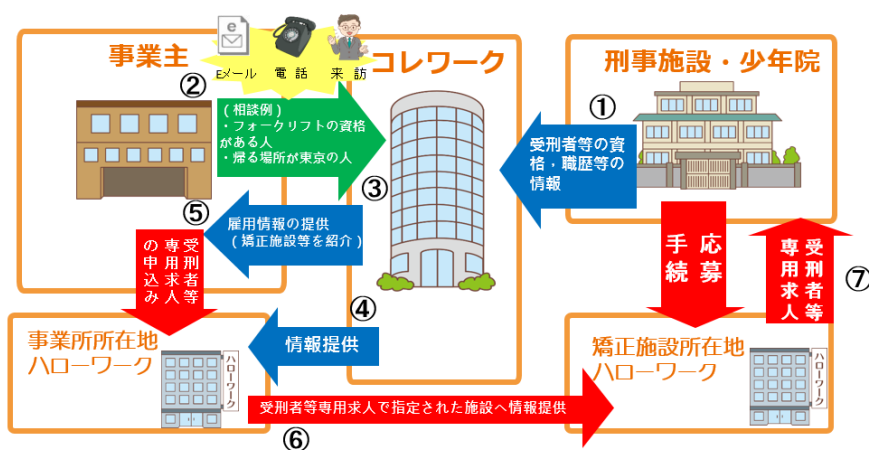
雇用契約を結ばず、働くために必要なスキルの習得や職場環境への適応を支援する「非雇用型」と雇用契約を締結し、勤務時間や仕事内容等、本人の状況に配慮した就労の場を提供する「雇用型」の2つの形態があります。

さらに、就労訓練事業は、働く意欲の向上だけでなく、社会とのつながりを感じることができる機会ともなるため、地域の多様な主体と連携、協働しながら、協力いただける事業所を増やしていきます。



コレワーク（矯正就労支援情報センター）による雇用情報提供サービス

受刑者や少年院在院者の雇用をお考えの事業主の方々に、雇用ニーズにマッチする者を收容する刑事施設、少年院を御紹介しています。この情報をもとに、ハローワークにて「受刑者等専用求人」（受刑者や少年院在院者のみが閲覧できる非公開の求人）を申し込んでいただくと、指定の刑事施設等で求人が展開されることになります。



コレワークでは、事業主の皆様を対象としたセミナーや相談会を随時開催しています。また、刑務所出所者等の雇用に係る講演の講師派遣なども行っております。御希望の方は、コレワークまでお問い合わせください。

※コレワークについてのお問い合わせは ☎ 0120-29-5089

【取組の方向性】

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支え合える地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。

また、市民一人ひとりが多様性の理解を深め、立場や背景を越えてつながり、お互い認め合うことも大切です。

特に、犯罪をした者等の社会復帰のためには、本人の更生を支援するだけでなく、地域で孤立することがないように、周囲の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

このほか、地域では犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司や社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会等の更生保護ボランティア、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等の支援活動が実施されており、立ち直ろうとする者を受け入れる地域社会を実現させるためにもこれらの活動を推進する必要があります。

こういった状況を踏まえ、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした者等の地域での立ち直りに対する理解を促進します。

【施策の展開】

(1) 更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実

- 保護観察対象者との面接など保護司の活動に際して、福祉保健活動拠点等公的施設の利用を可能とするなど、活動場所の確保を支援します。
- 保護司人材確保のため、市職員研修などの機会を捉えて更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。
- 市内更生保護法人との連携等を通じ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を助けることを目的とした更生保護事業を推進します。

(2) 広報・啓発活動の推進

- 犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的に実施している「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。
- 関係機関や関係団体と連携して犯罪をした者等への偏見や差別をなくすための取組を進めます。

自らも当事者であり、現在、「特定非営利活動法人マザーハウス」を設立し、刑事施設被収容者、出所者等への総合支援を行っている五十嵐 弘志さんに更生支援への思いを寄せていただきました。

誰もが幸せを享受できる共生社会を目指して

横浜市再犯防止推進計画策定検討会委員
特定非営利活動法人マザーハウス 理事長 五十嵐 弘志

● 再犯してしまうのは自己責任なのか

「社会復帰が困難になるのは、罪を犯した人の自己責任で、報いを受けて当然である」と、受刑者・出所者たちを社会から遠ざけることは簡単です。しかし、そのように受刑者・出所者たちを社会から排除し、孤立させ、再び罪を犯さざるを得ない状況へと追い込み、新たな被害者が生まれてしまう....そのような社会が本当に望ましい幸せな社会でしょうか。

多くの受刑者・出所者たちはメディアで報道されるような「危険な犯罪者」ではなく、誰とも変わらない同じ社会を生きる人間です。犯した罪に対する「反省」は一人でできても「更生」は一人ではできません。更生の場は社会にあると考えています。



“社会を明るくする運動”とは

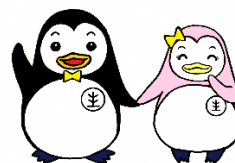
“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪をした人たちの改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動であり、昭和25年から行われています。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場も地域社会です。犯罪や非行をした人が立ち直るためには、国の機関が就労・住居確保支援など再犯の防止に向けた各種施策を進めていくことはもちろんのこと、彼らの立ち直りへの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち地域のチカラが欠かせません。

街頭キャンペーンやシンポジウム、作文コンテストなど、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、これからも広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を各地で展開していきます。



社会を明るくする運動のシンボルマーク
「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

【取組の方向性】

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。児童生徒が、安心して自分を表現できる環境や、仲間に認められる体験の中で自尊感情をはぐくむことができるよう、「居場所づくり」や「絆づくり」を進めます。

横浜市の小学校・中学校では児童支援専任・生徒指導専任教諭を配置し、校内児童生徒指導体制の中核になり、組織的に非行の防止に向けた指導や早期対応を行っています。児童生徒や保護者のカウンセリングや教職員への助言を行うスクールカウンセラーや、児童生徒の福祉に関する支援を行うスクールソーシャルワーカーを活用し、専門的な知見から、関係機関との連携や組織的な対応が適切にできるよう、支援体制を構築しています。

児童相談所においては、非行や虐待に関する通告・相談を受け、警察・学校等との関係機関との十分な連携のもとに、子どもの最善の利益の観点から支援を進めます。

地域の中で困難を抱える子ども・若者・家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

【施策の展開】

- 課題を抱える児童生徒への指導・支援について、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、関係機関と連携を図りつつ、組織的対応を行うことができるよう、校内体制を整備します。

また、様々な課題や問題行動の未然防止策として、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高める「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の推進を図ります。

- 学校・警察連絡協議会の定期的な開催を通して、少年の検挙補導状況を把握し、非行の未然防止に向けた協議を行い、学校と警察、少年補導員等が連携した指導（非行防止教室等）を行います。

また、非行や問題行動を起こした少年に対しては、協定に基づく「健全育成を推進するための連絡票」の運用や、県警察少年相談・保護センターでの相談を通し、立ち直り支援や非行を繰り返さない再発防止の教育を進めます。

- 「スクールスーパーバイザー」による専門家支援が必要な場合は、より総合的な視点から専門性に基づく助言を行い、校内での相談機能の充実を図ります。

当該校カウンセラーや区役所こども家庭支援相談のカウンセラーが相談を受けた場合には、状況に応じて適切な関係機関へつなぎます。

- 児童相談所では、児童の家出、盗癖などのぐ犯行為や、窃盗、傷害などの触法行為に関する相談・支援を進めるとともに、警察・学校等の関係機関との連携の充実に取り組みます。
- 児童自立支援施設である向陽学園では、こども青少年局と教育委員会が連携して修学環境の向上、修学支援の充実、円滑な進学・復学に向けた関係機関との連携強化に取り組み、児童の規範意識、社会性及び自己肯定感をはぐくみ、孤立を防ぎ、非行の予防・再発防止を図ります。
また、研修等を通じ、学校関係者、関係機関職員との相互理解を深めます。
- 市内の更生保護活動の円滑な推進に取り組む横浜市保護司会協議会に対して支援を行うことで、青少年の非行防止及び保護育成を図ります。
- 青少年の非行防止を目的に、青少年指導員が全市一斉夜間パトロールを行います。
また、社会環境の健全化を目的に、神奈川県が行う社会環境実態調査に協力し、有害図書類の区分陳列調査等に取り組みます。
- 青少年相談センター、地域ユースプラザでは、15～39歳の若者及びその家族の抱える様々な課題について相談支援を行っています。一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、取り組みます。
また、若者サポートステーションでは、困難を抱える15～39歳の若者及びその家族を対象とし、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援します。
なお、国の就職氷河期世代支援プログラムにより、令和2年度からは、「サポステ・プラス」（愛称）として、40歳から49歳までの方の支援も行います。（一部再掲）
- 青少年の地域活動拠点づくり事業では、中・高校生世代を中心とした青少年の誰もが安心して気軽に集い、仲間や異世代と交流できる居場所を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加プログラムを実施しています。
また、拠点と地域の人材・団体が連携することで、青少年を見守る意識を醸成します。
- 子どもの育ちや成長を守り、支援の必要な子どもたちに気づき、受け止め、見守ることのできる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援に取り組みます。

若者自立支援機関

(青少年相談センター・地域ユースプラザ・若者サポートステーション)

横浜市では、生きづらさを抱える15歳から39歳の若者に対して、青少年相談センター・地域ユースプラザ・若者サポートステーションが連携し、一人ひとりの状態に応じた段階的な支援を行っています。

1 青少年相談センター

様々な困難を抱える若者を支援するための総合相談を行うとともに、グループ活動や社会体験等の多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人への継続的な支援を行っています。また、その家族を対象に、保護者の集いや家族向けのセミナー等も実施しています。

若者自立支援機関の中核を担う機関として、各機関の連携促進や若者自立支援を行っている地域の関係機関・団体・支援者を対象に、人材育成を行っています。

2 地域ユースプラザ

青少年相談センターの支所的機能を有する機関として、市内方面別に4か所設置しています。

ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する総合相談や社会体験プログラムを行うほか、ひきこもりからの回復期にある若者のための居場所の運営や、音楽やスポーツ等、様々な講座を実施しています。

また、身近な地域に出向いた相談や啓発等を行っています。

3 若者サポートステーション

若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら、就労前後の継続的な支援を行います。

若者サポートステーションは、国が設置する支援機関ですが、横浜市では、国の事業と連携し、「よこはま若者サポートステーション」及び「湘南・横浜若者サポートステーション」において、セミナーや就労訓練等、よりきめ細かな支援を実施しています。

児童相談所

18歳未満の児童について、子育てや非行、障害などの様々な相談に応じています。

また、児童虐待に関する相談・通告への対応や里親に関する相談を行います。

児童相談所では児童福祉士や児童心理士など様々な専門職が勤務しており、専門的な調査・判定や法律に基づく助言などを通じ、問題解決や改善の方法を家族や児童本人が考えていけるよう、関係機関と連携し、支援を行っています。

なお、学校との情報共有や、主任児童委員との連携などを通じて地域の子どもに関する困りごとへの支援を行っています。

■ 対象者

子どもに関する相談をお持ちの方

■ お問い合わせ

お住まいの地域の児童相談所へ

【横浜市中央児童相談所】

担当区 鶴見、神奈川、西、中、南

【横浜市西部児童相談所】

担当区 保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷

【横浜市南部児童相談所】

担当区 港南、磯子、金沢、戸塚、栄

【横浜市北部児童相談所】

担当区 港北、緑、青葉、都筑

■ 支援の内容等

- (1) 子どもの養育に関する相談
育児への不安
身近に相談する人がいない 等
- (2) 子どもの虐待に関する相談・通告
- (3) 非行に関する相談
盗み、家出や外泊
集団でのいじめ 等
- (4) 障害に関する相談
身体的な障害や知的な障害等
- (5) 不登校に関する相談
- (6) 性格や行動の問題に関する相談
家庭内乱暴、落ちつきがない等
- (7) その他の相談
里親、保健指導に関すること等

【取組の方向性】

自治会町内会をはじめ、警察や関係機関等が連携し、地域でパトロールや見守りなどの防犯活動の取組が行われており、刑法犯認知件数はピークであった平成16年以降減少傾向に転じています。

地域が絶えず犯罪に対して注意し、パトロールをはじめとした活動を犯罪に陥りそうな人に見せることで、その地域での犯行を思いとどまらせることが期待できます。

地域における自主的な取組が力を合わせることで、犯罪に強く快適な地域をつくり、身近な犯罪の発生の防止につなげます。

【施策の展開】

- 防犯に関する各種キャンペーンや防犯講習会・研修会などを通じて、市民の防犯知識・防犯意識を高めます。
- 各区が警察署と連携し、犯罪の発生状況を「防犯情報メール」として配信するほか、自治会町内会の回覧など様々な媒体を活用し、犯罪の発生状況の提供や防犯対策等の呼びかけを行います。
- 自治会町内会をはじめ警察署、防犯協会、小学校など関係者が連携し、防犯パトロールなど、地域での防犯活動・見守り活動に取り組みます。
- 青色回転灯装着車によるパトロールの実施や、地域への防犯パトロール用具の提供、「子ども110番の家」プレート配布等を通じて、地域における防犯活動の取組を支援します。
- 自治会町内会等による地域防犯カメラ設置に対する補助やLED防犯灯の設置等を通じて、犯罪が起こりづらい環境づくりに取り組みます。

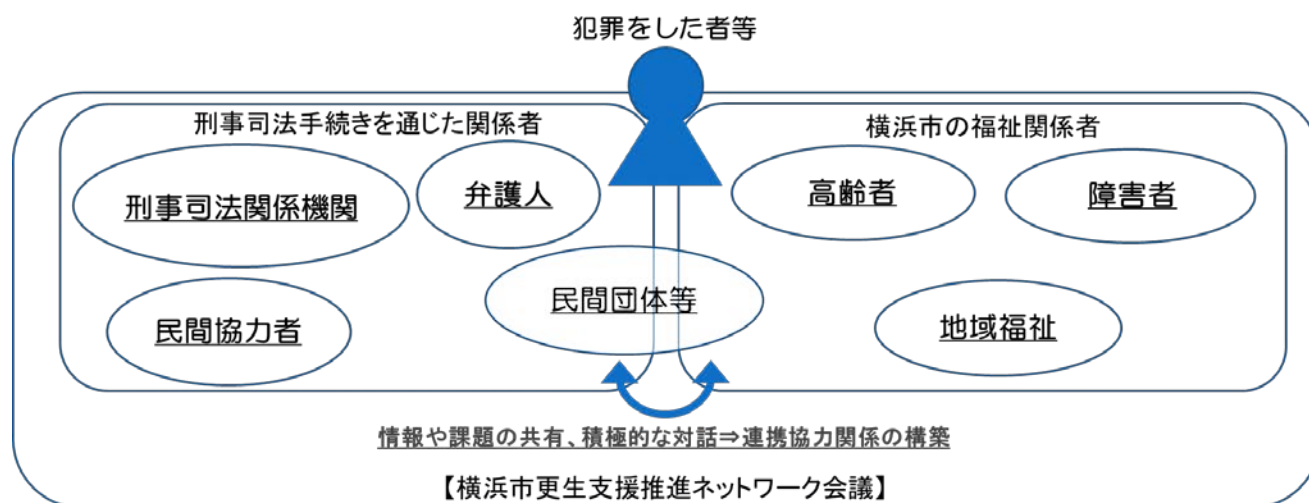
第4章 誰もが安心して自分らしく
健やかに暮らすための更生支援の推進

第4章 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の推進

犯罪をした者等の更生には、刑事司法手続を通じて犯罪をした者等に関わる関係者と社会生活を送るうえで関わることもある横浜市の福祉関係者が一丸となって切れ目のない支援につなげていく必要があります。

このため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を設け、司法関係者と市内福祉関係者相互の情報や課題を共有するとともに、対話を通じて司法と福祉の顔の見える関係を構築していきます。

司法と福祉が緊密な連携協力関係を築き、一丸となって取組を進めることで効果的、効率的に更生支援を推進します。



資料

資料1 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をするのを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となるのを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



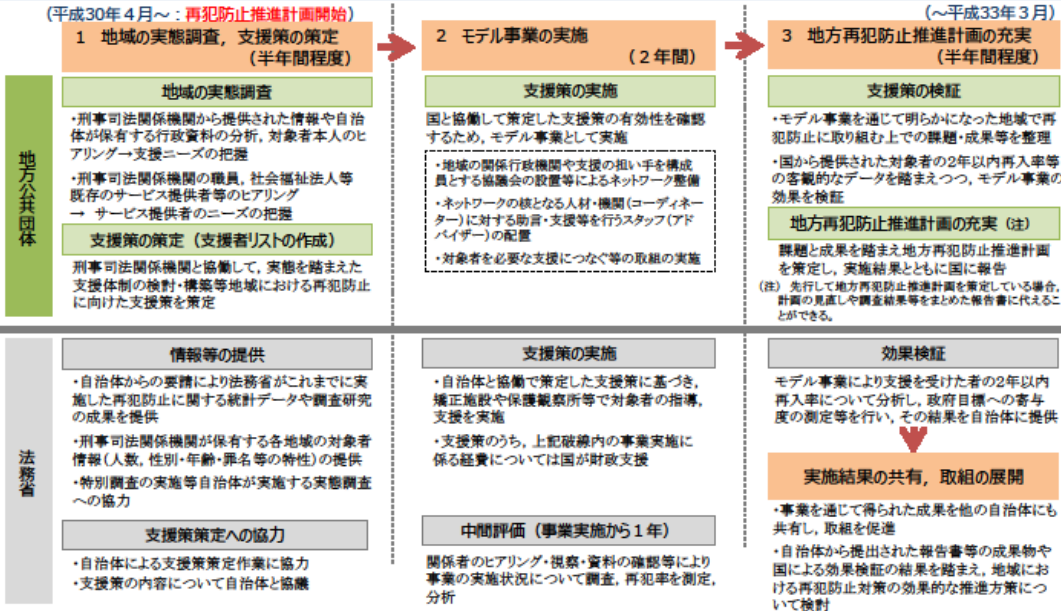
政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示遵されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



12

地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）



※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示遵されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を即地的に検討することを目的とする。

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案いただくことを想定。（複数テーマの選択も可能）

（テーマ）

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 非行のある少年等の相談支援に関する取組

※ 再犯防止推進計画において検討事項として掲げられているものや、国と地方公共団体が連携して取り組むことで、その効果的な実施が図られることが期待されるものを上記テーマとして設定。

評価方法

募集テーマに沿った提案について、以下の方針に基づき評価。

一元的な窓口の設置や取組の核となるコーディネーターの配置の有無

関係機関・団体等からの問合せを受け付ける窓口や地域のコーディネーターとなる人材・機関が設置されていること（配置予定も含む。）

提案された取組と本調査の目的の整合性

提案された取組の内容が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

取組の先導性・汎用性

多くの地域で応用可能であるなど、他の地域へ広がることが期待できるものであり、調査を通じて得られた成果を他の自治体等にも横展開することができるものであること。

取組の具体性・実現可能性

応募主体等

（応募主体）	地方公共団体
（委託経費）	別紙
（採択件数）	予算の範囲内で採択
（委託期間）	およそ3カ年【P】 契約締結日の翌日～平成33年3月上旬
（契約形体）	委託契約（国負担 10/10）

スケジュール（概要。詳細は別紙）

平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月下旬（予算成立後）	公募開始
4月下旬	応募書類締切
5月	対象事業の選定 選定結果の通知（下旬頃） 委託契約の締結
通知後	事業の実施 （国の職員による実施状況の把握）
平成31年3月	事業実施結果報告の提出
4月上旬	委託金の支払い

13

1 横浜市再犯防止推進計画策定検討会

学識経験者や更生保護に取り組む組織・団体の方からなる懇談会形式の「横浜市再犯防止推進計画策定検討会」（以下、「検討会」）を開催し、方向性（計画）の策定全般や各種施策の実施等について意見を拝聴しました。

【開催状況】

- ・第1回 令和元年 5月16日 計画骨子（案）の検討
- ・第2回 令和元年 7月25日 計画素案（案）の検討
- ・第3回 令和元年12月25日 計画原案（案）の検討

【横浜市再犯防止推進計画策定検討会 委員構成】

◎：座長、○：座長代理

（敬称略：五十音順）

	氏名	団体等
◎	木下 大生	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 准教授
○	徳田 暁	神奈川県弁護士会
	飯田 博茂	横浜公共職業安定所 主任就職促進指導官
	五十嵐 弘志	特定非営利活動法人 マザーハウス 理事長
	大津留 寿弥	横浜少年鑑別所 地域非行防止調整官
	金子 富子	横浜市更生保護女性連盟 会長
	鬼頭 和秀	横浜市不老町地域ケアプラザ 所長
	久米野 清美	横浜市緑区生活支援センター 所長
	小林 朋子	横浜市栄区社会福祉協議会 事務局長
	柴崎 真澄	更生保護法人 横浜力行舎 施設長
	添田 好男	あおば地域活動ホームすてっぷ 所長
	徳江 傳三	横浜市保護司会協議会 会長
	中臣 裕之	横浜保護観察所 次長
	野崎 和久	横浜刑務所 分類教育部長
	山下 康	神奈川県地域生活定着支援センター センター長
	山田 洋	港南区福祉保健センター長

横浜市再犯防止推進計画策定検討会運営要綱

制 定 平成 31 年 3 月 18 日健福第 1454 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市再犯防止推進計画策定検討会（以下、「検討会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 健康福祉局長は、横浜市再犯防止推進計画の策定に関する次の各号について、検討会の委員に専門的な助言を求める。

- (1) 計画策定全般に関すること
- (2) 各種支援に関する事業・取組の実施に関すること
- (3) その他、計画策定に関すること

（委員）

第 3 条 健康福祉局長は、検討会の委員として、学識経験者、更生保護・福祉・保健・医療・行政機関関係者等から適当と認める者へ出席を依頼する。

2 前項のほか、健康福祉局長が必要と認める者へ出席を依頼する。

（会議）

第 4 条 検討会は、健康福祉局長が招集する。

2 検討会には、必要に応じて、委員以外の者へ出席を求め、その説明または意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（座長）

第 5 条 検討会には座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長が不在のときには、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

（謝金）

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等はこの限りではない。

（庶務）

第 7 条 検討会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 庁内再犯防止推進計画策定会議

庁内関係部署の部長級からなる「庁内再犯防止推進計画策定会議」を開催し、検討会での意見を踏まえ、方向性（計画）の策定を進めました。

【開催状況】

- ・第1回 平成31年3月20日 計画骨子（案）について
- ・第2回 令和元年8月22日 計画素案（案）について
- ・第3回 令和2年1月22日 計画原案（案）について

【庁内再犯防止推進計画策定会議 委員構成】

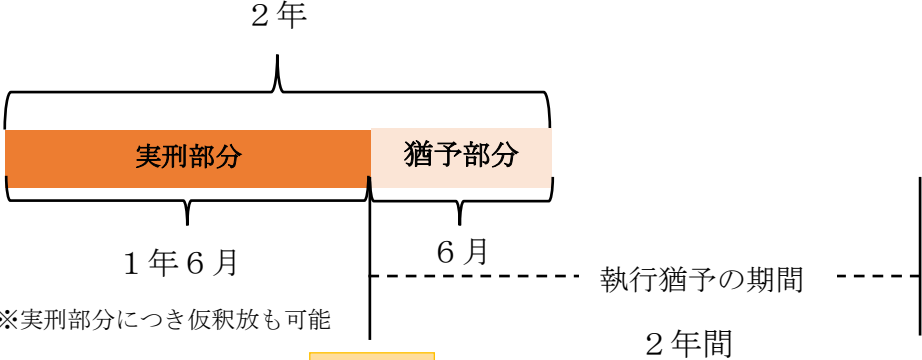
所属・職位	
総務局	人事部長
財政局	契約部長
市民局	市民協働推進部長
経済局	副局長（政策調整部長兼務）
こども青少年局	副局長（総務部長兼務）
建築局	住宅部長
教育委員会事務局	人権健康教育部長
港南区	福祉保健センター長
健康福祉局	地域福祉保健部長

【事務局】

健康福祉局	福祉保健課長
	福祉保健課担当係長
	福祉保健課職員

	用語	意味
か行		
1	かいぜんこうせい 改善更生	犯罪をした者や非行のある少年が、自己の犯罪の責任を自覚・反省し、犯罪や非行に至った要因となっている悪い点を改め、再び犯罪に及ぶことなく、社会生活を送ること。
2	かいぜんしどう 改善指導	作業、教科指導と並んで受刑者に対する矯正処遇の一つである。受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導をいう。薬物依存がある、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図るために行う特別改善指導と、それ以外の一般改善指導に分けられる。
3	かていさいばんしょ 家庭裁判所	裁判所法に基づいて設置される下級裁判所の一つ。①少年法で定める少年の保護事件の審判、②家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停、③人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判等の裁判権を持つ。また、家庭裁判所調査官が配置され、行動科学等の専門的知識等を活用した調査や調整が行われる。
4	かりしやくほう 仮釈放	懲役又は禁錮の受刑者に「改悛の状」があるとき、刑期満了前に仮に釈放し、残刑期間が過ぎるまで、保護観察に付すもの。審理は地方更生保護委員会が行い、有期刑は刑期の3分の1が、無期刑については10年が経過している必要がある。「改悛の状」があると認められるためには、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められることが必要である。
5	かりたいいん 仮退院	少年院送致の保護処分により少年院に収容されている者を収容期限の満了前に仮に少年院収容を解除することをいい、少年院収容少年は改善更生のため相当であると認められるとき、仮退院により出院し、保護観察に付される。仮釈放と同様に、地方更生保護委員会が審理を行う。
6	かんごしよぐう 観護処遇	観護の措置等が執られて少年鑑別所に収容される者に対し、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送らせるとともに、その者の特性に応じた適切な働き掛けを行い、健全な育成を支援する処遇。
7	かんごそち 観護の措置	家庭裁判所において審判を行うため必要があるときに執られる措置であり、少年鑑別所に送致し、一定期間収容するなどの種類がある。
8	かんべつ 鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにしたうえ、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すこと。

9	きじゅうさき 帰住先	矯正施設から出所、出院等した後に居住する予定の住居などのこと。						
10	きそ 起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為。起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。						
		<table border="1"> <tr> <td>公判請求</td> <td>公開した法廷における審理を求める起訴のこと。</td> </tr> <tr> <td>略式命令請求</td> <td>被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続によってなされる裁判を請求する起訴。一定額以下の罰金又は科料の刑を科す場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>即決裁判請求</td> <td>交通事件即決裁判手続は、簡易裁判所が交通の事件について、公判手続又は略式手続によらずに罰金又は科料の刑を科す特別な手続。現在は行われていない。</td> </tr> </table>	公判請求	公開した法廷における審理を求める起訴のこと。	略式命令請求	被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続によってなされる裁判を請求する起訴。一定額以下の罰金又は科料の刑を科す場合に限る。	即決裁判請求	交通事件即決裁判手続は、簡易裁判所が交通の事件について、公判手続又は略式手続によらずに罰金又は科料の刑を科す特別な手続。現在は行われていない。
		公判請求	公開した法廷における審理を求める起訴のこと。					
略式命令請求	被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続によってなされる裁判を請求する起訴。一定額以下の罰金又は科料の刑を科す場合に限る。							
即決裁判請求	交通事件即決裁判手続は、簡易裁判所が交通の事件について、公判手続又は略式手続によらずに罰金又は科料の刑を科す特別な手続。現在は行われていない。							
11	きょうかいし 教誨師	矯正施設の被収容者に、希望に応じて宗教教誨を行う民間の篤志家である宗教家をさす。						
12	(少年院で実施する矯正教育における) 教科指導	矯正教育の内容の一つ。学校教育法による学校教育の内容に準ずる内容の指導。①義務教育指導、②義務教育修了者に対する補習教育指導、③高等学校教育指導がある。						
13	(刑事施設で実施する矯正処遇における) 教科指導	矯正処遇の内容の一つ。小学校又は中学校の学校教育の内容に準ずる内容の指導を行う補習教科指導と高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導を行う特別教科指導がある。						
14	きょうせいしせつ 矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の総称。						
15	きょうせいしよくう 矯正処遇	受刑者の資質及び環境に応じて、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るために、受刑者に行わせる作業、改善指導及び教科指導をいう。						
16	きょうりよくこようぬし 協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職につくことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。						
17	きんこけい 禁錮刑	自由刑の一種であり、受刑者を刑事施設に拘置する刑罰である。刑務作業を科されない点で懲役刑と異なる。						
18	はんしょうねん ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖がある等の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。						
19	けいじしせつ 刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。						

20	刑の一部執行猶予 <small>けい いちぶしつこう ゆうよ 猶予</small>	<p>懲役・禁錮刑を言い渡す場合に、刑期の一部を実刑とし、残りの部分を執行猶予とする制度。</p> <p>例 懲役2年、うち6月につき2年間執行猶予</p>  <p>2年</p> <p>実刑部分 猶予部分</p> <p>1年6月 6月</p> <p>執行猶予の期間 2年間</p> <p>※実刑部分につき仮釈放も可能</p> <p>対象</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f9cb9c;"> <p>○ 初入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実刑前科のない者、執行猶予中の者など（対象犯罪による限定なし） ・裁判所の裁量により、執行猶予の期間中保護観察に付することができる。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #cfe2f3;"> <p>○ 薬物使用者（累犯者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物自己使用等事犯（※）を犯した累犯者。 <p>[※ 規制薬物（覚せい剤、大麻、麻薬等）・毒劇物（トルエン等）の自己使用・単純所持の罪]</p> ・執行猶予の期間中、必ず保護観察に付される。 </div> </div>
21	刑の全部執行猶予 <small>けい ぜんぶしつこう ゆうよ 猶予</small>	裁判所が刑を宣告したとき、刑の全部の執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事に経過したときは、その刑を執行しないこととする制度。
22	刑法犯 <small>けいほうはん</small>	刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係るものは除く）のほか、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び人質による強要行為等の処罰に関する法律に規定する罪を犯した者。
23	刑務官 <small>けいむかん</small>	刑事施設に勤務する職員のうち、法務大臣が指定する職員。被収容者への指示、身体の検査、制止等の措置、手錠の使用を行う権限がある。また、受刑者に対して、生活全般の指導のみならず、改善指導にも関与する場面があるほか、また、出所後の帰住や就労等の調整などもしている。
24	刑務所 <small>けいむしょ</small>	主として受刑者を収容し、その者の資質及び環境に応じその自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るべく、矯正処遇（作業・改善指導・教科指導）を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設。
25	検挙 <small>けんきょ</small>	犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。

26	けんさつかん 検察官	検察官は、警察等から送られてきた事件などについて、被疑者の取調べや証拠物の捜索といった捜査を行い裁判所に起訴するかどうか判断する。日本では、検察官だけが、被疑者を起訴し、又は、不起訴とする権限を有している。そのほか、刑事訴訟の一方当事者として裁判に立ち会ったり、判決の正当な執行の指揮・監督を行ったりする。
27	けんさつちやう 検察庁	検察官の行う事務を統括する官署であり、法務省の特別の機関である。
28	こうせい きんきゆう ほ ご 更生 緊急 保護	刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族や公共の衛生福祉等の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助や保護のみでは改善更生できないと認められる場合に、緊急に、保護観察所がその者に対し、金品の給貸与、宿泊場所の供与などを行うもの。本人の申出があって、保護の必要が認められた場合に、原則として6か月を超えない範囲内で実施される。
29	こうせい しえん 更生 支援	犯罪をした者等が刑事司法手続のいかなる段階で地域社会に戻ることもなかったとしても、立ち直り、自分らしく健やかに暮らすための支援。
30	こうせい ほ ご 更生 保護	犯罪をした者などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。
31	こうせい ほ ご しせつ 更生 保護 施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設。
32	こうせい ほ ご 更生 保護 じょせいかい 女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体。
33	こうせい ほ ご 更生 保護 法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊所の提供、帰住のあっ旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、犯罪をした者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業の啓発等を行う。
34	こうそ ていき 公訴の 提起	検察官が起訴することを相当と考えて裁判所に起訴状を提出すること。公訴を提起すると、刑事事件の裁判手続が開始されることとなり、被疑者は起訴されることにより被告人となる。
35	こうちしよ 拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者（被疑者や被告人など）を収容する施設。
36	こじん べつ きやうせい 個人 別 矯正 きやういくけいかく 教育 計画	少年院において、在院者一人一人の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、期間や実施方法などを具体的に定めたもの。

37	こ ども 食 堂 しよくどう	子どもが安心して来られ、見守る大人がいる、食事を中心とした子どもたちの居場所。開催頻度、場所、担い手等は様々であり、明確な定義はない。
38	コレワーク（ きょうせいしゅうろうしえん 矯正 就労 支援 じょうぼう 情報 センター しつ 室）	法務省の矯正管区に設置された組織。受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供するなどしている。
さ行		
39	さいはんしやりつ 再犯者率	刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率。なお再犯者とは、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。
40	さいはんぼうしすいしん 再犯 防止 推進 けいかく 計画	平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する 115 の施策を盛り込んだ計画。平成 29 年 12 月に閣議決定された。5 つの基本方針と 7 つの重点事項からなる。5 年ごとに検討・変更が加えられる。
41	さいはんぼうし 再犯 防止 すいしんぼう 推進法	再犯防止施策に関して、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることを内容とした法律。超党派の議員により検討され、平成 28 年 12 月に全会一致で成立。正式名称は「再犯の防止等の推進に関する法律」
42	（刑事施設で実 施する矯正処遇 における）作業 さぎょう	刑事施設において受刑者に行わせる労務。作業は懲役刑の本質的要素であるとともに、規則正しい勤労生活の維持や勤労意欲の養成など積極的な効果が期待でき、改善更生や円滑な社会復帰を促進することを目的としている。物品の製作や労務の提供に当たる生産作業、ボランティアなど非営利事業に労務の提供を行う社会貢献作業、施設の運営や保守管理に当たる自営業のほか、免許・資格の取得や知識・技能の習得に当たる職業訓練がある。 施設内の作業のほか、農場などの構外作業場で行うものや刑事施設外の民間事業者職員に同行なく通勤させる外部通働作業もある。
43	じじよ 自助 グループ	ある障害を持つ者同士が互いに励ましあいながら、その障害を様々な形で克服していくための集団 出典：eヘルスネット (厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト) より一部抜粋
44	じどうじりつしえん 児童 自立 支援 しせつ 施設	児童福祉法第 44 条に基づく児童福祉施設。 不良行為をし、又はするおそれのある児童および環境上の理由により生活指導等を要する児童が、児童相談所の措置により入所し、自立を目指す施設。
45	じどうそうだんじよ 児童 相談所	子どもの養育・非行・障害・不登校・性格や行動の問題等の相談を受け付ける施設。
46	しゃかいふっき 社会 復帰 ちょうせいかん 調整官	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、通院決定を受けた者、入院決定がなされた後に退院を許可された者の社会における生活環境の調査や調整、精神保健観察の実施の業務に従事するために保護観察所に配置される職員。精神保健福祉士の有資格者等から採用される。

47	しゃかいをあか 社会を明るく する運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
48	しゅうろうしえんじ 就労支援事 業者機構	経済界を中心として、経済団体や大手を含む幅広い企業、団体等の協力を得て、主として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者等の就労を支援し、犯罪や非行のない安全で安心な社会の実現のために貢献することを目的とする組織であり、全国組織である全国就労支援事業者機構(認定特定非営利活動法人)と、各都道府県を単位(北海道は4か所)として全国50か所に組織されている就労支援事業者機構(特定非営利活動法人)が存在する。協力雇用主の開拓、刑務所出所者等を雇用する企業への助成などにあたっている。
49	じゅうたくかくほ 住宅確保 要配慮者	低額所得者、高齢者、障害者、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方々のこと。
50	しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援 センター	就労を希望する障害のある方や既に働いている方が安心して働き続けるための支援を、企業や関係機関と連携して実施する施設。
51	しょうねんいん 少年院	家庭裁判所の決定を受け保護処分を受ける者等を収容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的として、在院者の特性に応じた適切な矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
52	しょうねんかんべつじょ 少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。
53	しょうねんけいむじょ 少年刑務所	主として26歳未満の受刑者を収容する施設。
54	しょうねんほどういん 少年補導員	少年の非行防止と健全育成のための活動をする少年警察ボランティアで、警察署長から委嘱された民間スタッフ。
55	しょうごう 処遇	施設内処遇と社会内処遇に分けられる。施設内処遇とは、被収容者に対する日常生活の取り扱い、収容確保のための規律維持作用、社会復帰に向けた教育作用の全般に及ぶ取扱いを指し、社会内処遇とは、犯罪をした者又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が指導及び補導援護を行うことを指す。
56	しょうぼうしょうねん 触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。
57	スクールカウ ンセラー	不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たる心の専門家。

58	スクールスーパーバイザー	学校で生じるいじめ、不登校、集団不適應等の問題解決に向け、教職員等に対して具体的な指導・助言を行う専門家。また、教職員及びカウンセラー等専門職の問題解決能力の向上と学校における相談機能の充実を図る。
59	スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
60	生活環境の調整	受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所で、刑事施設からの受刑者の身上調査票の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境づくりを働きかけること。
61	生活困窮者自立支援制度	様々な事情により生活にお困りの方に対して、生活困窮者に対する包括的な相談・支援を行う、生活困窮者自立支援法を根拠とする制度。
62	生活保護	給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度。
63	青少年指導員	青少年の健全育成のため、地域での青少年の自主活動とその育成活動を推進するボランティア。
64	青少年相談センター	様々な困難を抱える 15 歳から 39 歳の若者を支援するための総合相談を行う機関。グループ活動や社会体験等の多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人への継続的な支援も行う。また、家族を対象に、保護者の集まりや家族向けのセミナー等も実施する。
65	青少年の地域活動拠点	中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、交流・体験活動等を行うことで、青少年の社会参画に向かう力を育む事業。
66	精神保健観察	心神喪失者等医療観察法による手続において裁判所の通院決定または退院許可決定を受けた者は、原則として 3 年間、指定通院医療機関による入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による精神保健観察に付される。 精神保健観察にあたって、保護観察所は指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議のうえ、対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各関係機関はこれに基づき、相互に連携を図りながら処遇を実施している。
67	セーフティネット住宅	更生保護対象者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅
た行		
68	地域援助	少年鑑別所が「法務少年支援センター」との名称で行う、地域における非行・犯罪の防止に関する援助などの業務。能力や性格の調査、問題行動の分析や指導方法の伝達、心理相談等の支援を行う。

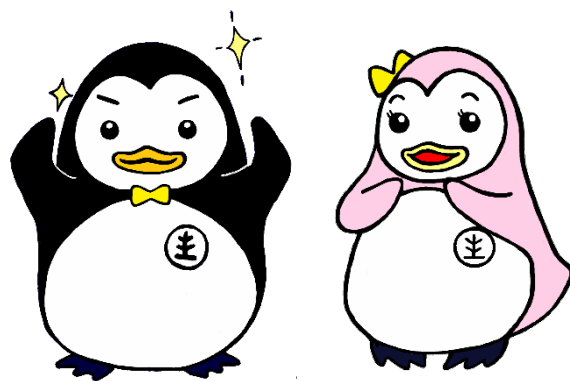
69	ちいきひこうぼうし 地域 非行 防止 ちょうせいかん 調整官	少年鑑別所の地域援助に関する業務の推進及び円滑な実施のため、平成 26 年以降、比較的規模の大きな少年鑑別所に配置されている。地域援助の専従スタッフとして、個別ケースへの関与、地域ネットワークにおける活動、関係機関との連絡調整など、幅広い業務を担当する。
70	ちいき 地域 ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域住民とともに良い地域をつくっていくための横浜市独自の施設。概ね中学校区圏域程度に 1 館設置。「地域の身近な福祉保健活動の拠点」として、地域住民の福祉保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援している。また、「地域の身近な相談窓口」として、あらゆる相談を受け止め、情報提供や関係機関との連絡調整を行い、福祉保健の相談・支援を実施している。 また、地域包括支援センターが設置されているほか、居宅介護支援事業や高齢者デイサービス等（一部を除く）を実施している。
71	ちいきせいかつていやく 地域 生活 定着 しえん 支援 センター	高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
72	ちいき 地域 ユースプラ ザ	青少年相談センターの支所的機能を有する機関として、市内方面別に 4 か所設置。 ひきこもりなど様々な困難を抱える 15 歳から 39 歳の若者に対する総合相談や社会体験プログラムを行うほか、ひきこもりからの回復期にある若者のための居場所の運営や、音楽やスポーツ等、さまざまな講座を実施している。
73	ちほうこうせいほご 地方 更生 保護 いんかい 委員会	矯正施設の長からの申し出等に基づき・仮釈放・仮退院の可否を決定するなどの権限を有する。高等裁判所の管轄区域ごとに設置されている。
74	ちようえきけい 懲役刑	自由刑の一種で、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
75	とくしめんせついいん 篤志 面接 委員	矯正施設を訪問して、受刑者及び少年院在院者の悩みや問題について助言・指導等を行う民間の篤志家をさす。学識経験者、宗教家、更生保護関係者等多岐にわたる。
76	とくべつちようせい 特別 調整	受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障害があり、適当な帰住予定地がなく、釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要のある者の生活環境の調整について行われる特別な手続。保護観察所の依頼によって、各都道府県に設置されている地域生活定着支援センターが調整にあたる。
77	とくべつほうはん 特別法犯	刑法犯以外の罪で、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の罪を除いたもの。
な行		
78	にんちけんすう 認知 件数	警察等捜査機関が被害届などを受けて犯罪の発生を把握した件数。 (例) 刑法犯の認知件数

は行										
79	はんざいしょうねん 犯罪少年	罪を犯した少年。（刑事責任能力のない14歳未満の者は含まれない）								
80	はんざい 犯罪をした者 とう 等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者。犯罪の嫌疑が無いという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含まれる。								
81	びーびーえすかい BBS会	BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）会は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。								
82	ひぎしや 被疑者	犯罪をした疑いがあり、捜査の対象とされていて、公訴の提起がなされていない者。								
83	ひこうしょうねん 非行少年 (非行のある少年)	少年法が家庭裁判所の審判に付すべきとする犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称。								
84	ひこくにん 被告人	起訴されて訴訟が係属中の者。								
85	びざいしよぶん 微罪処分	刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ること。								
86	ふきそ 不起訴	<p>検察官の行う終局処分のうち、公訴を提起しない処分のこと。不起訴処分の態様には、主に次のようなものがある。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>訴訟条件を欠く場合</td> <td>被疑者が死亡したとき、親告罪について告訴が取り消されたときなど</td> </tr> <tr> <td>被疑事件が罪とならない場合</td> <td>被疑者が犯罪時14歳に満たないとき、被疑者が犯罪時心神喪失であったときなど</td> </tr> <tr> <td>犯罪の嫌疑がない場合</td> <td>被疑者が人違いであることが明白になったとき、又は被疑者がその行為者であるかどうか、若しくは被疑者の行為が犯罪に当たるかどうかの点について認定すべき証拠がないことが明白になったとき、又はこれらを認定すべき証拠が不十分なときなど</td> </tr> <tr> <td>起訴猶予</td> <td>被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときなど</td> </tr> </tbody> </table>	訴訟条件を欠く場合	被疑者が死亡したとき、親告罪について告訴が取り消されたときなど	被疑事件が罪とならない場合	被疑者が犯罪時14歳に満たないとき、被疑者が犯罪時心神喪失であったときなど	犯罪の嫌疑がない場合	被疑者が人違いであることが明白になったとき、又は被疑者がその行為者であるかどうか、若しくは被疑者の行為が犯罪に当たるかどうかの点について認定すべき証拠がないことが明白になったとき、又はこれらを認定すべき証拠が不十分なときなど	起訴猶予	被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときなど
訴訟条件を欠く場合	被疑者が死亡したとき、親告罪について告訴が取り消されたときなど									
被疑事件が罪とならない場合	被疑者が犯罪時14歳に満たないとき、被疑者が犯罪時心神喪失であったときなど									
犯罪の嫌疑がない場合	被疑者が人違いであることが明白になったとき、又は被疑者がその行為者であるかどうか、若しくは被疑者の行為が犯罪に当たるかどうかの点について認定すべき証拠がないことが明白になったとき、又はこれらを認定すべき証拠が不十分なときなど									
起訴猶予	被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときなど									

87	<small>ほうむぎかん</small> 法務 技官	<p>法務省において技術を掌る官職。そのうち、法務技官（心理）は、少年鑑別所のほか、少年院や刑事施設で勤務する職員。少年鑑別所では、少年に対して面接や心理検査を行い、資質上の特徴、非行の原因、今後の処遇指針を明らかにするほか、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談等にも応じる。また、少年院や刑事施設では、少年や受刑者に対して面接や各種心理検査を行うほか、各種処遇プログラムの実施やその効果検証等にも携わっている。</p> <p>法務技官（医師等）は、刑務所などの矯正施設で勤務し、受刑者等の診察・治療、疾病の予防・健康管理を行う。その他、受刑者の職業訓練等を指導する作業専門官や保護関係業務を行う福祉専門官などがいる。</p>
88	<small>ほうむぎょうかん</small> 法務 教官	<p>法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設等で勤務する職員。少年院では幅広い視野と専門的な知識をもって、少年達の非行に焦点を当てた指導のほか、基本的な生活指導等、教科の教育や職業の指導、健全な社会復帰のための支援などを行っている。刑事施設では受刑者の改善指導に携わる。少年鑑別所では在所者の心情の安定を図りつつ、法務技官（心理）と協力して少年の問題性や改善の可能性を探る。</p>
89	<small>ほごかんさつ</small> 保護 観察	<p>犯罪をした者又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。</p>
90	<small>ほごかんさつつかん</small> 保護 観察官	<p>心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした者や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員。犯罪をした者や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力を生かしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家。</p>
91	<small>ほごかんさつじょ</small> 保護 観察所	<p>各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行っている。</p> <p>また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。</p>
92	<small>ほごかんさつつき しっこうゆうよしや</small> 保護 観察付 執行 猶予者	<p>刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者。（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者）</p>
93	<small>ほごし</small> 保護 司	<p>犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。</p>

ま行		
94	<small>みんかんじゅうたく</small> 民間住宅あん <small>しん にゅうきょじぎょう</small> しん 入居事業	<p>家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまう高齢者などの方に、「入居支援」と「居住支援」を行うことで、民間賃貸住宅への入居をしやすくし、安心して自立した生活ができるようにすることを目的とした横浜市の事業。</p>
や行		
95	<small>よこはましきょじゅう</small> 横浜市 居住 <small>しえんきょぎかい</small> 支援協議会	<p>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して、必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を実現し、横浜市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、設立された協議会。</p>
わ行		
96	<small>わかもの</small> 若者 サポートス テーション	<p>国が設置する、15歳から39歳の若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するための機関。就労に向けた相談への対応や一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら、就労前後の継続的な支援を行う。</p> <p>横浜市では、国の事業と連携し、よりきめ細かな支援を実施。</p> <p>国の就職氷河期世代支援プログラムにより、令和2年度からは、「サポステ・プラス」（愛称）として、40歳から49歳までの方の支援も行う。</p>

（注）記載の事業・制度の名称及び内容については令和2年3月現在時点のものです。



横浜市健康福祉局福祉保健課

TEL : 045-671-3929 FAX : 045-664-3622

E-mail: kf-saihan@city.yokohama.jp

令和2年3月発行

